

補統分支第365号(27. 3. 25)別冊第3
補統分支第445号(27. 4. 16)一部改正
補統分支第327号(28. 3. 31)一部改正
補統分支第334号(29. 3. 31)一部改正
補統分支第855号(30. 10. 2)一部改正
補統分支第260号(31. 3. 15)一部改正
補統分支第251号(令和2年3月11日)一部改正
補統分支第348号(3. 3. 19)一部改正

補給統制本部標準契約書等

補給統制本部調達会計部

目 次

1 契約書及び請書様式

(1) 契約書 [一般]	様式第1 P4
(2) 契約書 [技術援助]	様式第2 P5
(3) 単価契約書	様式第3 P6
(4) 不用物品売払契約書(※1)	様式第4 P7
(5) 変更契約書	様式第5 P8
(6) 請書	様式第6 P9

2 基本契約条項

(1) 製造請負契約条項(第1号)	付録第1 P10-19
(2) 役務請負契約条項(第2号)	付録第2 P20-30
(3) 物品売買契約条項(第3号)	付録第3 P31-39
(4) 輸入品売買契約条項(第5号)	付録第4 P40-49
(5) 不用物品売払契約条項(第6号)(※2)	付録第5 P50-52
(6) 賃貸借契約条項(第7号)	付録第6 P53-54

3 特約条項

(1) 標準内外作業方式契約に関する特約条項(第1号)	付録第7 P55-58
(2) 整備診断に関する特約条項(第3号)	付録第8 P59-62
(3) 整備診断及び診断後修理に関する特約条項(第4号)	付録第9 P63-66
(4) 超過利益の返納に関する特約条項(第5号)	付録第10 P67-70
(5) 代金確定に関する特約条項(第6号)	付録第11 P71-74
(6) 単価契約に関する特約条項(第7号)	付録第12 P75
(7) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項(第8号)	付録第13 P76-79
(8) 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の 実施に関する特約条項(第9号)	付録第14 P80-82
(9) 談合等の不正行為に関する特約条項(第10号)	付録第15 P83
(10) 暴力団排除に関する特約条項(第11号)	付録第16 P84-85
(11) 前金払に関する特約条項(第12号)	付録第17 P86-92
(12) 部分払に関する特約条項(第13号)	付録第18 P93

(13) 保有個人情報等の保護に関する特約条項(第14号)	付録第19	P94
(14) 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(第15号)	付録第20	P95-98
(15) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する 特約条項(第16号)	付録第21	P99-108
(16) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保に関する 特約条項(第17号)	付録第22	P109-122
(17) 日米了解事項覚書に関する特約条項(第18号)	付録第23	P123-125
(18) 特定費目の代金の確定に関する特約条項(第19号)	付録第24	P126-128
(19) 特別防衛秘密の保護に関する特約条項(第20号)	付録第25	P129-134
(20) 特定秘密の保護に関する特約条項(第21号)	付録第26	P135-151
(21) 秘密の保全に関する特約条項(第22号)	付録第27	P152-158
(22) 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項(第23号)	付録第28	P159-161
(23) 初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに関する特約 条項(第25号)	付録第29	P162
(24) インセンティブ契約制度に関する特約条項(第26号)	付録第30	P163-174
(25) 売払い物品の解体に関する特約条項(第27号)(※3)	付録第31	P175
(26) 中古品の売払いに関する特約条項(第28号)(※4)	付録第32	P176
(27) インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(第29号) (原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用 する特約条項)	付録第33	P177-178
(28) インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(第30号) (価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)	付録第34	P179
(29) 契約履行後精算に関する特約条項(第31号)	付録第35	P180-186
(30) 現地整備に関する特約条項(第32号)	付録第36	P187
(31) 限定修理及び高段階整備に係る作業員派遣に関する特約条項(第33号)	付録第37	P188-193
(32) 技術援助に関する特約条項(第34号)	付録第38	P194-196
(33) 輸入に係る役務請負契約に関する特約条項(第35号)	付録第39	P197-198

4 特別契約条項

技術援助に関する特別契約条項(第1号)

付録第40 P199-212

別 紙

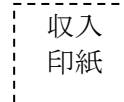
第1 標準外(追加)作業(費)見積書 P213

第2 作業記録(役務完了調書) P214

第3 整備診断明細書(整備明細仕様書) P215

※ 1 ～ 4 : 契約担当官契約について使用するものである。

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--



契 約 書

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長
 を甲とし を乙として、下記について、補給統制本部標準
 契約書等契約条項(第 号)・特約条項(第 号)を適用して契約を締結する。

契約金額 ￥ (うち消費税額 ￥)

契 約 内 容	品名(件名)	規 格	単位	数量	単 価		金 額
	契 約 保 証 金				修理品引渡場所		
	納 入 場 所				官給品引渡場所		
	納 期				修理品引渡期限		
	代金支払回数				官給品引渡期限		
					仕 様 書 番 号		
	標準外作業見積 (実績価格報告書) の提出期限						

年 月 日

分任支出負担行為担当官
 甲 陸上自衛隊補給統制本部
 調達会計部長

印

住所
 乙 会社名
 代表者

印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--

収入
印紙

契 約 書

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長
 を甲とし を乙として、下記について、補給統制本部標準
 契約書等契約条項(第 号)・特約条項(第 号)を適用して契約を締結する。

契約金額 ￥ (うち消費税額 ￥)

契 約 内 容	品名(件名)	
	1 役 務 名	
	2 派 遣 期 間	
	3 派 遣 場 所	
	4 仕様書番号	
	5 契 約 期 間	

年 月 日

	分任支出負担行為担当官
甲	陸上自衛隊補給統制本部
	調達会計部長
	印
	住所
乙	会社名
	代表者
	印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--



単 価 契 約 書

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長
 を甲とし を乙として、下記について、補給統制本部標準
 契約書等契約条項(第 号)・特約条項(第 号)を適用して単価契約を締結する。

契 約 内 容	品名(件名)	規 格	単位	予定数量	契約単価
	契 約 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
	契 約 保 証 金			納 入 場 所	
	代金支払回数			納 期	

年 月 日

分任支出負担行為担当官
 甲 陸上自衛隊補給統制本部
 調達会計部長 印

住所
 乙 会社名
 代表者 印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--

不用物品売払契約書

契約担当官 陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長 を甲とし ○○○○
 ○○○○○○を乙として、下記について、補給統制本部標準契約書等不用物品売払契約条項（第
 号）・特約条項（第 号）を適用して、不用物品売払契約を締結する。

契約金額 ￥

契 約 内 容	品名(件名)	規 格	単位	数量	単価	金 額
	契 約 保 証 金					
	代金納付期限					
	引 渡 場 所					
	引 渡 期 限					
	そ の 他					

年 月 日

	契約担当官
甲	陸上自衛隊補給統制本部
	調達会計部長 印
乙	住所
	会社名
	代表者 印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--

変更契約書

年 月 日契約を締結した契約番号第 号の契約内容の一部を次のとおり変更する。

契約金額 ￥ (うち消費税額¥)

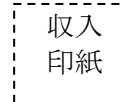
変 更 内 容	
------------------	--

年 月 日

分任支出負担行為担当官
甲 陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 印

住所
乙 会社名
代表者 印

調達要求番号		契約番号	
--------	--	------	--



請 書

契約金額 ￥ (うち消費税額¥)

契 約 内 容	品名(件名)	規 格	単位	数量	単価	金 額
	納 入 場 所				仕 様 書 番 号	
	納 期					

上記について、補給統制本部標準契約書等契約条項（第 号）・特約条項（第 号）に基づき履行することをお請けします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長

殿

住所
会社名
代表者

製造請負契約条項(第1号)

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下「仕様書等」という。)に定めるところに従い、契約物品(役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)を製造して納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の契約物品を担保に供する場合
- (4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 契約物品の主要部分でない部分(軽易なものを除く。)の製造を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本、図書が契約書、仕様書及び調達要領指定書に定めるところと矛盾する場合は、契約書、仕様書及び調達要領指定書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書等の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本(以下「承認用図面等」という。)は参考として仕様書に添付された図面又

は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

- 2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書(工程表を含む。)を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。
(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。)(以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状(品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理官(分任物品管理官、分任物品管理官代理を含む。以下同じ。)に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理官に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理官を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合(納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ。)については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書・材料使用明細書を添えてこれを物品管理官に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(監督)

第15条 甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める検査等実施要領により、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第16条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質(契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。)に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

- 3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第17条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たな期日又は場所を定めなければならない。

- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第18条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第19条 乙は、契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第20条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

る。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書、仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第21条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第22条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第23条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第24条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第18条及び第19条の規定を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第25条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第26条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

- 3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第27条 甲は、約定期間(第25条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 甲が、第20条第4項に定める期間内に可否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から可否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第28条 甲は、第42条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第29条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第30条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日

数

- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
 - (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の規定の適用においては、納入は第19条の届出があったときにされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

- 第31条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき 0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

- 第32条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第34条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

- 第33条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

- 第34条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条において同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。
- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合

は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。
(官給品等の滅失又は損傷)

第35条 乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、契約物品の製造に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。
(契約物品の契約不適合)

第36条 納入された契約物品に契約不適合(数量の不足を含む。以下同じ。)がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第40条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6ヶ月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があつた場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

- 第37条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 乙は、仕様書等に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第38条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(製造の一時中止)

- 第39条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。
- 2 甲が製造を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 製造を一時中止した後再開した場合の納期については、第37条第5項の規定を準用する。

(甲の解除権)

- 第40条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
 - (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
 - (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
 - (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第41条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第42条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第30条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第43条 甲は、第40条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第41条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第44条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第45条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもつば甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するもの

とする。

- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第5条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑 則

(調査)

第46条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約によって生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第47条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第48条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

役務請負契約条項(第2号)

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「契約物品」という。）につき改造、修理又はオーバーホール等（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）を行って納期までにこれを納入又は役務を完了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

(債務の引き受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書、仕様書及び調達要領指定書に定めるところと矛盾する場合は、契約書、仕様書及び調達要領指定書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責め

を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。
(図面等の承認)

第8条 仕様書等の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(契約物品の引渡し及び保管)

第12条 乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

2 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。

3 乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

4 乙は、契約物品をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

5 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(発見役務の届出)

第13条 乙は、契約書、仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に

届け出なければならない。

(官給品等の支給及び貸与)

第14条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。)(以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第15条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状(品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を經由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合(納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ。)については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第16条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書・材料使用明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(監督)

第17条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める検査等実施要領により、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第18条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約物品の品質が契約書、仕様書等に

適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第19条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第20条 乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第21条 乙は、役務を行った契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。役務を行った契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第22条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、乙の行った役務に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第23条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第24条 甲は、完成検査において乙が行った役務に関し契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することができるものとする。
- 5 乙は、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(包装等の所有権の移転)

第25条 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、役務が行われた契約物品を甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第26条 甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第27条 納入場所が乙の工場である場合における役務の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第20条及び第21条の規定を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が役務が行われた契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第28条 乙は、役務を行った契約物品の全部を納入又は、役務を完了した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日

に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第29条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。
- 3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことができるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第30条 甲は、約定期間(第28条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、

約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第22条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第31条 甲は、第46条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第32条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第33条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

- 3 前項の規定の適用においては、納入は第21条の届出があったときにされたものとみなす。

- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、

遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第34条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第35条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務が行われた契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務が行われた納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第36条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第36条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第37条 役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は乙が負担する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第38条 前条の定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第39条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務の契約不適合)

第40条 乙が行った役務に関し納入された契約物品又は、役務実施部位に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約物品又は、役務実施部位の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の契約物品又は、役務実施部位の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第44条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、第1項の契約物品の納入の日又は、履行完了の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 契約不適合のある契約物品又は、役務実施部位の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定により修補され、再度引き渡された契約物品又は、役務実施部位になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第41条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、

納入場所、役務実施場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第42条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第43条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 役務を一時中止した後再開した場合の納期については、第41条第5項を準用する。

(甲の解除権)

第44条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった又は、役務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった又は、役務を完了する見込みがない場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第45条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、こ

の契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第46条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第33条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第47条 甲は、第44条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかった又は、役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第45条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第48条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第49条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われなように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところによ

り、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第5条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑 則

(調査)

第50条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第51条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第52条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

物品売買契約条項(第3号)

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下「仕様書等」という。)に定める契約物品(役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、単価契約については、標記単価に数量を乗じた総額に消費税を加えた金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。

2 上記の契約金額において、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人等の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第6条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第7条 仕様書に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本(以下「承認用図面等」という。)は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この

限りでない。

(納入計画書の提出)

第8条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第10条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(監督)

第11条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める検査等実施要領により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第12条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質(契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。)に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書、仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第13条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たに期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第14条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第15条 乙は、契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第16条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書、仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

(受領)

第17条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第18条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第19条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第20条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第14条及び第15条を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第21条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な

支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第22条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。
- 3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第23条 甲は、約定期間(第21条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第16条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第24条 甲は、第36条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第25条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があつた場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第26条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の

支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第15条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第27条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第28条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第30条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第29条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第30条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替

えを含む)すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。
(契約物品の契約不適合)

第31条 納入された契約物品に契約不適合(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。)(数量の不足を含む。以下同じ。)がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合に限り、第34条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第32条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第33条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第35条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第36条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第26条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第37条 甲は、第34条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第35条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行われなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第38条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第39条 乙は、契約物品又は官給品等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われなように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもつば甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第7条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑 則

(調査)

第40条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第41条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第42条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の所轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

輸入品売買契約条項(第5号)

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書及び参考として仕様書に添付された図面若しくは見本(以下「仕様書等」という。)に定める契約物品(役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(確定を要する費目及び金額)

第2条 契約金額のうち確定を要する費目及び金額は、別紙要確定費目金額表(以下「要確定表」という。)に定めるとおりとする。

(契約金額の確定)

第3条 甲及び乙は、契約物品の納入完了後、要確定表の費目別金額が第23条による実際価格計算書の当該費目別金額と相違する場合は、次の各号の定めるところにより契約金額を確定するものとする。

(1) C&F価格及び海上保険料(又はCIF価格)の実際額が要確定表の金額に達しない場合は、甲乙協議のうえ、その差額相当額について契約金額を減額するものとし、これを超える場合は、契約金額の増額を行わないものとする。ただし、その増額が、乙の責に帰することができない理由によるものと甲が認めた場合は、甲乙協議のうえ、当該費目の差額相当額について、契約金額を増額することができる。

(2) 機能及び寸法検査費用(再梱包費を含む。以下「機能検査費用等」という。)並びに関税その他の租税の実際額が、要確定表の金額と相違する場合は、甲乙協議のうえ、その差額相当額について、契約金額を減額又は増額するものとする。ただし、実際に要した費用であっても、乙の故意、過失又は管理の不適當等により乙の負担となるものは、これを費用から除くものとする。

2 甲及び乙は、契約物品の納入完了後、要確定表の工場渡価格が第23条による実際価格計算書の当該費目の金額と著しく相違する場合は、前条の規定にかかわらず、甲乙協議して契約金額の減額を行うことができる。

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人等の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、甲が損害を受けた場合には、甲は乙に対して、その賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書、仕様書及び調達要

領指定書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本(以下、「承認用図面等」という。)は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

- 2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(検査官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適性な履行を確保するため、必要があると認める場合は、検査官、監督官その他の職員(以下「検査官等」という。)を乙(下請負者を含む。以下この条において同じ)の営業所、工場、その他の関係場所に派遣することができる。

- 2 甲は、検査官等を派遣する場合は、あらかじめ、乙にその権限及び事務の範囲を明示して乙に通知しなければならない。
- 3 検査官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、検査官等の職務の遂行につき、協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

(監督)

第12条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める検査等実施要領により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(輸入手続等)

第13条 乙は、甲の指示するところに従い、輸入割当申請、輸入申告及び関税その他の租税の減免手続等を行わなければならない。

(完成検査)

第14条 乙は、契約物品の納入前に、その品質に関し、甲の検査(以下「完成検査」という。)を受けなければならない。

- 2 甲の指名する検査官(以下本条において「完成検査官」という。)は、契約条項、仕様書等

及び甲の定める完成検査実施要領により完成検査を行うものとする。

- 3 完成検査官は、契約物品が契約条項、仕様書等の定めるところと合致しているか否かを確認のうえ合否の判定を行うものとする。
- 4 完成検査官は、契約物品を合格と認めたときは、速やかに、乙に完成検査合格証を交付しなければならない。
- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第15条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たに期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、当該検査にかかる準備を完了しなければならない。

(納入場所への持込み)

第16条 乙は、甲の行う完成検査に合格した後でなければ、契約物品を納入場所へ持ち込んで서는ならない。ただし、あらかじめ甲の指示する場合は、乙は完成検査を受けないで契約物品を納入場所へ持ち込むことができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定により、契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合は、甲の指示するところに従い、完成検査を受けなければならない。
- 3 前項に規定する完成検査の結果、契約物品が不合格となった場合は、乙は、甲の指示するところに従い、速やかに当該契約物品を修補し又は良品に代え、再度の完成検査を受けなければならない。
- 4 第2項により、不合格となった契約物品の引取り等の責については、第19条第7項及び第8項を適用する。
- 5 甲は、前項によるほか、第1項ただし書きにより乙が納入場所へ持ち込んだ契約物品を、受領検査が完了するときまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 乙は、契約物品の持込みに当たり、当該契約物品を担保とするトラスト・レシート(輸入担保物荷保管証)を銀行に差し入れている場合は、当該トラスト・レシートの契約を解消してから、持ち込まなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第17条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第18条 乙は、契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第19条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領によるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。
- 7 乙は、受領検査において、契約物品が不合格となった場合で、甲から要求のあったときは、不合格となった契約物品を納入場所から引き取らなければならない。
- 8 甲は、乙が前項の要求にかかわらず、不合格となった契約物品を正当な理由がなく引取らない場合は、当該契約物品の保管の責は負わないものとする。

(受領)

第20条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第21条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第22条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(実際額の報告)

第23条 乙は、契約物品の納入完了後、20日以内(機能及び寸法検査を行ったものにあつては35日以内)に実際価格計算書を作成し、次の各号に規定する実際額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

- (1) C&F価格、製造業者等の送り状、乙の海外支店等の送り状、船会社等の発行する運賃を記載した船荷証券等
- (2) 海上保険料、支払請求書又は領収書
- (3) 機能検査費用等、検査実施業者の発行する実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又はこれに準ずる書類並びに梱包業者の支払請求書又はこれに準ずる書類
- (4) 関税その他の租税、関税領収書その他の租税領収書
- (5) 外国為替公認銀行の発する対外支払勘定の円貨による決済金額を証する書類
- (6) その他甲が必要と認める書類

(代金の請求及び支払い)

第24条 乙は、契約物品の代金を請求する場合には、その全部が受領検査において合格と判定されたのを確認した後、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求しなければならない。

2 甲の属する資金前渡官吏は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

(相 殺)

第25条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約により乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払いの特例)

第26条 甲は、特に必要があると認める場合は前金払を行うことができる。ただし前金払については、特約条項の定めるところによる。

(支払遅延利息)

第27条 甲の属する資金前渡官吏が、第24条第2項に定める約定期間内に代金の支払いをしない場合、乙は甲に対し、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。ただし、約定期間内に支払いをしないことが、天災地変等やむを得ない場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第19条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第28条 甲は、第41条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第29条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第30条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税を除いた額(単価表をふした場合は、当該単価表の金額(単価表が変更された場合は、変更にかかる単価表の金額)以下同じ。)に0.05パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、消費税額は加算しないものとする。また、当該延納金の額は延納相当分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税を除いた額の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、

従前の納期の翌日から納入した日までの日数

- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第18条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第31条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、1日につき遅滞相当分の契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税を除いた額に0.25パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。ただし、消費税額は加算しないものとする。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知及び加算金)

第32条 乙は、理由のいかんを問わず納期又は納期猶予までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第33条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

2 乙の責めに帰すべき理由により、乙が前項による通知を怠り、かつ、納期又は納期猶予までに契約物品の引渡しを行わないときは、納期又は納期猶予として定められた日の翌日から、前項による通知を行った日のいずれか早い期日までの日数につき履行遅滞相当部分に対し年5パーセントの率を乗じて計算した金額を前条第1項による遅滞金に加算するものとする。

(危険負担)

第33条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第34条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替

えを含む)すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。
(契約物品の契約不適合)

第35条 納入された契約物品に契約不適合(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。)(数量の不足を含む。以下同じ。)がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第38条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、履行完了の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約等の変更)

- 第36条 甲は、契約物品が納入されるまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容、その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しな

ければならない。

- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第37条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不適當となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前条第2項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(履行不能の通知)

第38条 乙は履行不能となった場合は、その理由を明らかにして、直ちに契約解除申請書を甲に提出するものとする。

(甲の解除権)

第39条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、納期又は延納期限までに契約物品を納入しなかった場合
- (2) 乙の責に帰すべき理由により契約物品を納入することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第40条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第41条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、消費税額は加算しないものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 第30条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第42条 甲は、第39条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第40条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行われなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第43条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
- 3 甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第44条 乙は、契約物品又は官給品等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもつば甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第8条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑 則

(調査)

第45条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第46条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、この書2部を作成し、双方記名押印のうえ、各1部を保有するものとする。

不用物品売払契約条項(第6号)

(総則)

第1条 乙は、この契約の定めるところに従い、標記の契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付し、甲は引渡期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。

2 甲は、契約書の搬出期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(代金の納付)

第4条 売払代金は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は甲の口頭告知により、乙は指定された期日及び場所に納付するものとする。

2 乙が前項の納入期限を過ぎて代金を納付したときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じて、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の利息を付して延滞金を支払わなければならない。

(搬出)

第5条 売払物品の搬出は、代金納入後乙の負担において次の要領により行うものとする。

(1) 乙は、売払物品の搬出に際しては、甲の発行する代金納付受領書を甲の指定した係官に提示し、引渡し期限内に搬出しなければならない。

(2) 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又はその代理人とが立会のうえ確認するものとする。

(3) 契約物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、当該規定に基づき解体等を行い、その履行状況について甲の指定した検査官の確認を受けなければ搬出できないものとする。

2 甲は、乙が前項第1号の引渡期限又は第6条第2項の延納期限までに契約物品を搬出しないときは、乙の負担において他に搬出し又は他に保管を託することができる。

(引渡期限の延期)

第6条 乙は、引渡期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、引渡期限内に延期について申請し承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(搬出期限の延期)

第7条 乙は、搬出期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、搬出期限内に延期について書面により申請し甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(無償の期限延期)

第8条 甲は、第6条第2項及び前条第2項による延期申請が、乙の責に帰し難い事由によるものと認めたときは、その期間を無償とすることができる。

(有償の期限延期)

第9条 甲は、第6条第2項及び第7条第2項による延期申請が、乙の責に帰すべき事由によるものと認めたときは、その期間は有償とする。

2 前項の場合において、搬出又は引渡し期限の翌日から搬出又は引渡しされた日までの1日につき遅滞部分に対する代金の0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞料として徴収する。

(所有権の移転)

第10条 売払物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。

2 前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、き損等は、すべて乙の負担とする。

3 甲から乙に、完全に所有権が移転する前に乙が契約物品の転売契約を他の業者等と締結した場合において、甲の求めにより乙との契約を解除した場合には、甲は乙に発生する損害賠償等の責を負わないものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が書面により契約解除を申し出たとき。

(2) 乙(代理人及び使用人を含む。)が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が甲の承認を得ないで、指定期限までに売払代金を納付しないとき。

(4) 乙が搬出期限内又は引渡し期限内に契約を履行しないとき、又は甲が履行の見込みがないと認めたとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

(6) 甲の都合により、代金納入前において契約の解除を必要とするとき。

(甲の契約解除に伴う危険負担)

第12条 甲は、前条第1号から第4号に基づき契約を解除した場合は、解除の対象となった契約物品について、乙の納付した代金を返還し、契約物品の返還を請求するものとする。

2 前項の代金の返還は、契約物品が返還されたことを甲又は甲に指定された者が確認した後に行うものとする。ただし、契約解除に伴い甲に違約金請求権等の債権が発生する場合は、本項に規定する返還すべき代金と相殺することができるものとする。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第14条 甲は、第11条第1項から第5項の事由により契約の全部若しくは一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項による違約金を納付しない場合は、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対して年5.0パーセントの率を乗

じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第15条 甲は、前条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙は提供した契約保証金をもって、これに充当するものとする。

(乙の損害賠償債権)

第16条 乙は、第11条第6号により契約を解除された場合で損害を生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

2 損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

(信用等の調査)

第17条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上並びにこの契約の履行の確保、その他特に必要がある場合は、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し又は事務所において帳簿書類その他の物件を調査(会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、損益計算書及び貸借対照表の内訳と原価元帳等の数字の整合性その他これに類する必要事項を確認することを含む。)することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第18条 甲は、違約金、売払代金等の債権を保全するため、必要があるときは乙から担保を提出させ又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査については前条を準用する。

2 担保の付された債権について、担保の価格が減少し又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、乙は甲の請求に応じ増担保の提供又は保証人の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙(代理人及び使用人を含む。)は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第20条 この契約の履行について、特約条項が付されている場合は、特約条項の定めるところによる。

2 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2部を作成し、双方記名押印のうえ各1部を保有するものとする。

賃貸借契約条項(第7号)

第1条 乙はこの契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下「仕様書等」という。)に定める品目を契約書に定める期間甲に賃貸し、甲はその借料を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(代金)

第4条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項により契約金額を確定する場合は、当該条項の定めるところにより確定された金額とする。

(代金の支払)

第5条 賃貸借代金は甲が乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが、天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする

2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約物品の引渡し)

第7条 甲は、乙から契約物品(役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)の引渡しを受けたときは速やかに仕様規格、性能、機能等について検査するものとする。

2 甲は前項検査の結果を乙に対して速やかに通知するものとする。

(保守及び管理)

第8条 甲及び乙は賃貸借取引商慣習に従って契約物品の保守を負担するものとする。

2 甲は甲の定める物品管理諸規定に従い、善良なる管理者としての注意義務をもって契約物品を管理するものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第9条 甲は、自己の都合によりこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害を生じたときは、甲は乙にその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

3 甲は、乙の責に帰すべき理由により契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に

対する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 甲は、乙が甲の指定する期限までに第3項に規定する違約金を納付しない場合は、当該違約金に対し、期限の翌日から納付のあった日までの日数につき当該時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の利息を付して徴収するものとする。

(秘密の保持)

第10条 本契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第11条 乙は、契約物品又は官給品等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われなように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもつば甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

(その他)

第12条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする

標準内外作業方式契約に関する特約条項(第1号)

(標準外作業(費)見積書の提出)

第1条 乙は、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外(追加)作業(費)見積書(別紙第1)を作成し、監督官の確認を得て指定された期日までに甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い官給の有無を確認のうえ、標準外(追加)作業(費)見積書を作成するものとする。

2 乙は、前項に規定する標準外(追加)作業(費)見積書に該当する作業がない場合は、その旨を書面により甲に通知するものとする。

(標準外作業の実施等の通知)

第2条 甲は、前条の標準外(追加)作業(費)見積書の審査の結果、標準外作業として実施するものと中止するものを区分し、これを乙に通知し又はこれにより標準外作業を実施若しくは中止するものとする。

(契約の変更)

第3条 甲は、前条の規定により通知した標準外作業を行わせる場合は、標準外作業に係る部分について、契約の変更の手続を行うものとする。

(標準外作業の実施)

第4条 乙は、前条に規定する契約の変更の手続終了後、遅滞なく標準外作業を実施するものとする。

(代金の確定)

第5条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

2 前項に規定する代金の確定方法について、本契約に履行後精算に関する特約条項が適用される場合は、当該特約条項の規定を適用するものとする。

(実績価格)

第6条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

(実績価格報告書の提出)

第7条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実績価格報告書(3部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

(実績価格の算定)

第8条 甲は、前条に規定する実績価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ実績価格を算定するものとする。

(確定代金)

第9条 前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 甲は、第7条に規定する期日までに乙から実績価格報告書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

(契約金額の中途確定)

第10条 甲が必要と認める場合は、第7条の規定にかかわらず乙と協議のうえ契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の承認等)

第11条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第12条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第13条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第14条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認

める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
- (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。
（適用する経費率との関係）

第15条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。
（官給変更に伴う契約金額の変更）

第16条 部品、材料等のうち官給の変更により、契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（限度額等の変更）

第17条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(標準内外特約)

実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項（第1号）第6条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 $(1+2+3)$
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価 $(4+5+6)$
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格 $(7+8+9)$
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格 $(10+11+12)$
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格 $(13+14)$

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

- (1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
- (2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実績価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実績価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27.3.20)によるものとする。

整備診断に関する特約条項(第3号)

(総 則)

第1条 乙は、この契約に定めるところに従い、契約履行期限内に要修理箇所、要交換箇所を診断して、整備診断明細書(別紙第3)を甲の指定する期日までに提出し、甲はその対価として乙に代金を支払うものとする。

2 甲の都合により、診断を中止した場合においても、診断した部分については、整備診断明細書を提出しなければならない。

(代金の確定)

第2条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

2 前条第2項により中止した場合は、甲乙協議して契約金額を確定するものとする。

3 第1項に規定する代金の確定方法について、本契約に履行後精算に関する特約条項が適用される場合は、当該特約条項の規定を適用するものとする。

(実績価格)

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

(実績価格報告書の提出)

第4条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実績価格報告書(3部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

(実績価格の算定)

第5条 甲は、前条に規定する実績価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ実績価格を算定するものとする。

(確定代金)

第6条 前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 甲は、第4条に規定する期日までに乙から実績価格報告書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

(契約金額の中途確定)

第7条 甲が必要と認める場合は、第2条の規定にかかわらず乙と協議のうえ契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の承認等)

第8条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場

合は、速やかに甲に報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第9条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第10条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第11条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

- 2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することな

く、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第12条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(限度額等の変更)

第13条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(診断品の保管責任)

第14条 乙は、甲が診断品を引取るか又は修理契約を締結するまでの間は、保管責任を負うものとする。

(整備診断特約)

実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項（第3号）第3条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 $(1+2+3)$
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価 $(4+5+6)$
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格 $(7+8+9)$
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格 $(10+11+12)$
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格 $(13+14)$

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

- (1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
- (2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実績価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実績価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27. 3. 20)によるものとする。

整備診断及び診断後修理に関する特約条項(第4号)

(総 則)

第1条 乙は、この契約に定めるところに従い、契約履行期限内に要修理箇所、要交換箇所を診断して、整備診断明細書(別紙第3)及び当該修理に係る見積書を甲の指定する期日までに提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する整備診断明細書を受理した場合は、遅滞なく修理等の内容を確定し、乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の都合により、診断を中止した場合においても、診断した部分については、整備診断明細書を提出しなければならない。

(契約の変更)

第2条 甲は、前条第2項の規定により通知した修理を行わせる場合は、前条第1項に規定する当該修理に係る部分について、契約の変更の手続を行うものとする。

(修理の実施)

第3条 乙は、前条に規定する契約の変更の手続終了後、遅滞なく修理を実施するものとする。

(代金の確定)

第4条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

2 前条第2項により中止した場合は、甲乙協議して契約金額を確定するものとする。

3 第1項に規定する代金の確定方法について、本契約に履行後精算に関する特約条項が適用される場合は、当該特約条項の規定を適用するものとする。

(実績価格)

第5条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

(実績価格報告書の提出)

第6条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実績価格報告書(3部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

(実績価格の算定)

第7条 甲は、前条に規定する実績価格報告書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ実績価格を算定するものとする。

(確定代金)

第8条 前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 甲は、第6条に規定する期日までに乙から実績価格報告書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

(契約金額の中途確定)

第9条 甲が必要と認める場合は、第4条の規定にかかわらず乙と協議のうえ契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の承認等)

第10条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第12条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第13条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
 - (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。
(適用する経費率との関係)
- 第14条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。
- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。
(限度額等の変更)
- 第15条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。
(診断品の保管責任)
- 第16条 乙は、甲が診断品を引取るか又は修理契約を締結するまでの間は、保管責任を負うものとする。

(整備診断後修理特約)

実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項（第4号）第5条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 $(1+2+3)$
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価 $(4+5+6)$
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格 $(7+8+9)$
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格 $(10+11+12)$
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格 $(13+14)$

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

- (1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
- (2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実績価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実績価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27. 3. 20)によるものとする。

超過利益の返納に関する特約条項(第5号)

(超過利益の返納)

第1条 乙は、この契約により適正利益をこえる利益(以下「超過利益」という。)を得た場合は、この特約条項の定めるところにより当該超過利益に相当する金額を甲に返納するものとする。

(適正利益)

第2条 この契約において「適正利益」とは、別紙の実績価格に関する計算基準における計算項目の利益に相当する金額(別表に別段の定めのあるときは同表に定める金額)をいう。

(実績価格)

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

3 前項の規定による実績価格の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。ただし、甲が第5条第1項ただし書きに定める通知をした場合、その他原価監査を打切った場合は、実績価格の確定は行わないものとする。

(超過利益)

第4条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

(計算書等の提出)

第5条 乙は、契約の履行後 月以内に計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲が次項により提出された契約金額超過見込計算書に基づき原価監査を実施した結果超過利益がない旨通知した場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行の途中において、この契約履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額が契約金額を超過した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて契約金額超過見込計算書を作成し、甲に提出することができる。

3 甲は、第1項の実際価格計算書又は、前項の契約金額超過見込計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の承認等)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第7条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書又は、契約金額超過見込計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると

認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第8条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第10条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合

は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(超過利益の返納請求等)

第11条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

- 2 乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の延滞料を加算して納付するものとする。

(超過利益返納特約)

実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項（第5号）第3条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 $(1+2+3)$
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価 $(4+5+6)$
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格 $(7+8+9)$
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格 $(10+11+12)$
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格 $(13+14)$

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

- (1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
- (2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実績価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実績価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27. 3. 20)によるものとする。

代金確定に関する特約条項(第6号)

(代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

(実績価格)

第2条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

(実績価格報告書の提出)

第3条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実績価格報告書(3部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

(実績価格の算定)

第4条 甲は、前条に規定する実績価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ実績価格を算定するものとする。

(確定代金)

第5条 前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 甲は、第3条に規定する期日までに乙から実績価格報告書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

(契約金額の中途確定)

第6条 甲が必要と認める場合は、第1条の規定にかかわらず乙と協議のうえ契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の承認等)

第7条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第8条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると

認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第9条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第10条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第11条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合

は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(限度額等の変更)

- 第12条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(代金確定特約)

実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項（第6号）第2条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 $(1+2+3)$
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価 $(4+5+6)$
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格 $(7+8+9)$
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格 $(10+11+12)$
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格 $(13+14)$

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

- (1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
- (2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実績価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実績価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27.3.20)によるものとする。

単価契約に関する特約条項(第7号)

(契約金額)

第1条 この契約金額は単価とする。

(契約金額の変更及び品目の追加)

第2条 この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。

2 この契約において、追加を必要とする品目が発生した場合は甲乙協議のうえ追加品目の単価を決定するものとする。

(発注及び納入)

第3条 乙は、甲の発行する発注書により、指定納期(納入時間)までに指定場所に物品を納入するものとする。

(その他)

第4条 発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し損害賠償を請求することができない。

(代金の請求)

第5条 乙は、履行完了段階において確定数量に契約単価を乗じた金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する率に基づき計算された消費税額を加えた金額を請求するものとする。

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項(第8号)

(関係資料の保存)

第1条 乙は、契約物品の製造又は役務(この条において「契約物品等」という。)の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類(電子データを含む。)については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払いが完了した日の属する年度(出納整理期間に係る支払いは前年度に支払があったものとみなす。)の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。

2 乙は、この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前項に準じて帳票類を保存させなければならない。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) 甲が原価計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2) 甲が行う経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要な率をいう。第8条において同じ。)の算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が特約条項により行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、原価監査付契約(契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。)のうち、超過利益返納条項付契約(契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。)について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、返納すべき超過利益の確定以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額(既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額)と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額(既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額)と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

4 乙は、一般確定契約(原価監査を約定しない契約をいう。)について、第1項各号に掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において、甲が※契約条項第○条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該虚偽の資料の提出又は提示に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

- 5 次の各号に掲げる場合における前3項の適用については、これらの規定中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。
- (1) 乙が、防衛省(甲を含む。以下同じ。)が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
- (2) 原価計上に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会(不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。)について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
- (3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から原価計上に関する疑義の指摘又は照会(不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。)を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき(制度調査又は原価監査(常駐により又は常続的に行うものを除く。)の実施期間中にあっては、原価計上に関する質疑がなされる前に限る。) 1倍の金額
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、乙が過失(重過失を除く。)により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。
- 7 第2項から第5項までによる違約金の請求権は、超過利益返納条項付契約については返納すべき超過利益の確定時、原価監査付契約及び一般確定契約については契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。
- (制度調査の実施)
- 第3条 甲は、乙が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、制度調査(乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原価元帳等」という。)への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)を実施する。
- 2 乙は、甲から制度調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。
- 3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による制度調査を支援させること、及び甲に代わって甲以外の防衛省の機関に制度調査を行わせることにあらかじめ同意する。
- (定期調査及び臨時調査の実施)
- 第4条 制度調査は、年度の計画により、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。
- 2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。
- (制度調査の実施項目)
- 第5条 甲は、制度調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。
- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 第7条によるコンプライアンス要求事項が達成され、適切に実施されていること。

- (3) 原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
- (4) 原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。
- (6) その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項
(制度調査の実施に係る保障)

第6条 甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が制度調査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
- (4) 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査

2 甲は、前項の調査の一環として、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する制度調査担当官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

4 乙は、臨時調査において、甲の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、甲があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。
(コンプライアンス要求事項の確認)

第7条 甲は、次の各号に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認する。

- (1) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしていること。
- (2) 前号の書面が少なくとも契約履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。
- (3) 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知することとしていること。
- (4) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。
- (5) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしていること。

2 甲は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請する。

3 甲は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正

措置を求めることができる。

(適用する経費率との関係)

第8条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、この特約条項を原価監査付契約に付した場合であって、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項及び原価監査付契約に係る特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35条)第42条による非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

注：※印は、該当する契約条項の名称及び条項を記入して使用すること。

輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項(第9号)

(価格等証明資料)

第1条 価格等証明資料とは、見積資料(いわゆるクォーテーション。以下同じ。)の原本、品質証明書の原本及び送り状(いわゆるインボイス。以下同じ。)の原本をいう。

2 価格等証明資料は、役務請負契約の場合においては、外国役務業者が発行したものに限る。

3 価格等証明資料は、役務請負契約以外の契約の場合においては、外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。

4 調達物品が流通業者所有中古品(サープラスユーズド)の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由書並びに乙による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。

(価格等証明資料の提出)

第2条 乙は、甲に対し、価格等証明資料のうち品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料(前条第3項又は第4項による品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。)を入手後、速やかに提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する資料の発行者から、当該資料を甲に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。

(乙が価格等証明資料を必要とした場合の処置)

第3条 甲は、乙が価格等証明資料を特に必要とする場合、価格等証明資料を確認及び複写した後に、乙に貸し出すことができる。

2 乙は、前項の規定により価格等証明資料の貸し出しを受けた場合において、甲が価格等証明資料の確認等を行う必要があると認めたときには、速やかに返却しなければならない。

(価格等証明資料の取扱い)

第4条 乙は、甲が必要と認めた場合、価格等証明資料について、甲が乙の了承を得ることなく価格等証明資料の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) 甲が計算価格の計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2) 甲が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が特約条項により行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において、甲が※役務請負契約条項第○条又は※輸入品売買契約条項第○条

に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

(1) 乙が、防衛省(甲を含む。以下同じ。)が実施を通知した次条による輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額

(2) 経理会計に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会(不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。)について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額

(3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から経理会計に関する疑義の指摘又は照会(不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。)を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき(輸入調達調査の実施期間中にあっては、経理会計に関する質疑がなされる前に限る。) 1倍の金額

4 前2項にかかわらず、乙が過失(重過失を除く。)により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。

5 第2項及び第3項による違約金の請求権は、契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(輸入調達調査の実施)

第6条 甲は、乙が提出し、又は提示した資料の信頼性を確保するため、輸入調達調査(乙の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と乙が提出し、又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)を実施する。

2 乙は、甲から輸入調達調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による輸入調達調査を支援させることにあらかじめ同意する。

(定期調査と臨時調査の実施)

第7条 輸入調達調査は、年度の計画により、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査の双方により実施する。

2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、遅滞なく当該臨時調査の開始を許可するものとし、やむを得ない理由がある場合を除き、甲が提示した調査の開始日は延期しないものとする。

(輸入調達調査の実施項目)

第8条 甲は、輸入調達調査において、次に各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。

(2) 帳票類の記載要領及び保管状況が会計制度の信頼性を担保するに足りる状態であること。

と。

- (3) 関係する情報システムが、データの改ざん等が行われることなく、適正に運用されていること。
- (4) 乙と外国製造会社又は外国販売代理店との間で締結された販売代理店契約が一般的な商慣習を逸脱するものでないこと。
- (5) その他経理会計システムの適正性を確認する上で必要となる事項
(輸入調達調査の実施に係る保障)

第9条 甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が輸入調達調査に際して必要と認める乙の資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、社内規則類等の資料による調査(資料を複写して行う調査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う調査
- (4) 従業員等(調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。)から直接に説明を聴取して行う調査

注：※印は、該当する契約条項の名称及び条項を記入して使用すること。

談合等の不正行為に関する特約条項(第10号)

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行なったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項(第11号)

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は都道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。))、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本

契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当請求又は業者妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

前金払に関する特約条項(第12号)

(前金払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところにより、乙に対して前金払による支払金(以下「前払金」という。)を支払うものとする。

2 前項の前金払は、T/T払(外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払う場合をいう。)、B/L払(船荷証券及び航空貨物運送状並びに貨物売渡証書により支払う場合をいう。)又はその併用の場合に適用するものとし、前金払限度額、支払時期、支払回数は別表によるものとする。

(前金払の金額)

第2条 前金払は、C&F価格又はCIF価格を限度とし、それぞれの価格が15,000ドル以上のものとする。

2 甲が乙に支払う前金払の金額は、次の各号により計算した金額を限度とする。

(1) 乙が対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は、当該決済日における決済銀行の公表する電信売相場により換算した円貨額

(2) 乙が対外支払勘定の決済を円貨によって行った場合は、当該円貨額

3 前金払は、前各項にかかわらず、甲の予算を限度として行うものとする。

(前金払の請求)

第3条 乙は、前金払の支払いを受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類のうち、必要とするものを、支払いを受けようとする日の50日前までに、甲に提出するものとする。

(1) 前金払申請書 付紙第1

(2) 前金払担保提出書 付紙第2

(3) 前金払担保提供免除申請書 付紙第3

(4) 前金払使途明細書 付紙第4

(5) 前金払担保受領書 付紙第5

(6) その他必要な書類

(前金払の担保)

第4条 乙は、前金払の支払いを受けようとする場合は、前金払に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙から担保提供免除の申請があり、甲がその必要がないと認めた場合は、その限りではない。

2 前金払の担保として提供できるものは、予算決算及び会計令第78条による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証付きでなければならない。

3 担保の保証期間は、前払金が支払われた日から第9条による当該前払金が精算される日までの期間とする。

(支払の時期)

第5条 甲は、第3条に規定する書類及び前条に規定する担保を受理した場合は、乙と協議して次の条件により、支払いの時期を定めるものとする。

(1) T/T払は、当該締結の後

(2) B/L払は、外国為替銀行等の証明書を確認した後

(前払金の目的外使用禁止)

第6条 乙は、前払金をこの契約の対外支払勘定の決済のため、若しくは契約履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 甲は、乙が前項に違反して前払金を使用し、又は利用した場合、既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

(前払金に関する調査)

第7条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合、乙の営業所、工場、その他関係場所に立ち入り、帳簿、その他関係書類の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金の返納)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更(契約の一部解除を含む。)により契約金額の減額が行われた場合、甲が既に乙に支払った前払金が、契約変更後の前払金の限度額を超えることとなったときは、当該超過額とする。

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に乙に支払った前払金の全額

2 乙は、前項の前払金の返納において、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、返納が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を甲に支払わなければならない。

3 甲は、指定された期限までに乙が返納金(第1項による返納額に前項による利息を加えた金額をいう。)を甲に返納しない場合には、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用した率により算定した延納金を乙に請求することができる。

(前金払の精算方法)

第9条 前払金の精算方法は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前金払の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。

(前払金の担保の返還等及び取立)

第10条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合、精算された金額に応じて、第4条による前金払の担保の返還を請求することができる。

2 甲は、第8条の規定により、乙が返納すべき金額を返納しない場合、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

別 表

T／T払及び B／L払の別	前金払限度額	支払時期	支払回数
T／T 払	円	年 月を目途とする。	回 以内
B／L 払	円	年 月以降とする。	回 以内
合 計	円		

前 金 払 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

年 日に締結した輸入品売買契約に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づき、
下記のとおり申請いたします。

記

契 約 内 容				
契 約 番 号		納 期		
契 約 件 名		納 地		
契 約 金 額		前 金 払	割合	
契 約 数 量			金額	
担 保		預 託 銀 行		
担保物件名		銀 行 名		
保証銀行名		住 所		
住 所		代 表 者		
代 表 者		別 口 口 座 番 号		
保 証 額				
保 証 期 間				
内 払 金 使 途 内 訳		事 由		
費		上記契約履行のため左記支出金に充当する。		
費				
費				
計				

注：担保欄は担保物件により必要事項を記入する。

前 金 払 担 保 提 出 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記前金払担保を提出します。

記

第 号	
担 保 の 種 類	
前 払 金 額	
預金証書の種類 及 び 金 額	
提 出 事 由	
契 約 番 号	
品 名	
契 約 年 月 日	
契 約 金 額	
納 期	
保証（預金）銀行名 並びに所在地	
保 証 金 額	¥ (預金証書等の場合は、預金証書金額)

前金払担保提供免除申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

年 月 日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 件 名 :
- 3 契 約 金 額 :
- 4 免除の条件 :

資 本 金	¥		
過 去 5 か 年 の 契 約 実 績	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
直前決算におけ る繰越欠損金			
直 前 2 か 年 の 株 式 配 当	年度	株 式 配 当 性 向	
		株 式 資 本 配 当 率	
	年度	株 式 配 当 性 向	
		株 式 資 本 配 当 率	

添付書類：免除の条件が証明できる営業報告書等及び契約一覧表

※ 同一年度に提出実績があれば添付書類は省略できる。

前 金 払 使 途 明 細 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

年 月 日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づく前金払の使途明細は、下記のとおりです。

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 件 名 :
- 3 契 約 金 額 :
- 4 前金払金額 :
- 5 使 途 :

使 途 明 細 内 訳		
使 用 目 的	支 払 先	支 払 金 額

前 金 払 担 保 受 領 書

第 号

担保の種類

金額 ￥

保管事由 年 月 日 契約番号 第 号
品名 の前金払による。

保証（預金）銀行

並びに所在地

主たる債務者（預
金者）住所氏名

保証年月日 年 月 日
上記前金払担保を受領しました。
年 月 日

殿

上記担保の払戻を請求します。
年 月 日

住 所
氏 名

殿

上記担保受領しました。
年 月 日

住 所
氏 名
殿

部分払に関する特約条項(第13号)

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払方法)

第2条 部分払の支払方法(支払回数を含む。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(内訳表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

(部分払金額)

第4条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第1項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、標準内外作業方式契約に関する特約、整備診断に関する特約、整備診断及び診断後修理に関する特約、超過利益の返納に関する特約、代金確定に関する特約又は契約履行後精算に関する特約の付されている契約に係る既納部分若しくは記載部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の2/10の金額を差し引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第5条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(差額の支払及び過払金の返納)

第6条 標準内外作業方式契約に関する特約、整備診断に関する特約、整備診断及び診断後修理に関する特約、超過利益の返納に関する特約、代金確定に関する特約又は契約履行後精算に関する特約の付されている契約にあつては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が第3条第1項の内訳表(代金の確定に伴って契約金額を変更する措置がとられるときは、同条第3項の規定による変更後の内訳表)に基づいて算定した当該既納部分又は既済部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

2 差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、また、乙が期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(所有権の移転)

第7条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

保有個人情報等の保護に関する特約条項(第14号)

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意を持って委託業務を行うものとする。

(漏えい等の防止措置)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密保持義務)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の使用及び第三者への提供)

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

(個人情報等の持ち出しの禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

(契約終了後の措置)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却又は廃棄しなければならない。

(個人情報等の取扱者の限定)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。

(個人情報等の複写)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理及び検査)

第10条 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査させることができる。

(事故等発生時における報告)

第11条 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかにその内容を甲に報告する。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第12条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(第15号)

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第1条 契約書契約条項の債務の引受け等の承認の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が売掛債権担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他この契約により甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇

調達会計部長 殿

住 所：

譲渡人：(甲) 〇〇株式会社

代表者：

担当者：

連絡先：

住 所：

譲受人：(乙) 株式会社〇〇銀行

代表者：

担当者：

連絡先：

住 所：

譲受人：(丙) 〇〇信用保証協会

代表者：

担当者：

連絡先：

〇〇株式会社（以下「甲」という。）は、下記の〇〇契約条項第〇条の規定に基づいて貴殿より〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が〇〇契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社〇〇銀行（以下「乙」という。）及び〇〇信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象を準共有として譲り受けたいので、「譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承諾を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに講師を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付〇〇契約

- (1) 調達要求番号

- (2) 契約品名

- (3) 納期

- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- (1) 契約代金額 金 円

- (2) 前払金等既受領済額 金 円

- (3) 差引譲渡対象債権額 金 円

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

〇〇銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇

口座名義人〇〇・口座番号〇〇〇〇

注： 本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「あらかじめ承諾している事項」の内容を修正してはならない。

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者： 殿
住 所：
譲受人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者： 殿
住 所：
譲受人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者： 殿

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また、甲の本契約上の責任は一切軽減されるものはないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払いは、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調達会計部長

確認日付欄

(お問い合わせ先)
担 当：
電 話：

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

[内容証明郵便等の民法施行法第5条の規定による証書]
債権譲渡通知書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇

調達会計部長 殿

住 所:

譲渡人:(甲) 〇〇株式会社

代表者:

担当者:

連絡先:

住 所:

譲受人:(乙) 株式会社〇〇銀行

代表者:

担当者:

連絡先:

住 所:

譲受人:(丙) 〇〇信用保証協会

代表者:

担当者:

連絡先:

〇〇株式会社(以下「甲」という。)は、下記の〇〇契約条項第〇条の規定に基づいて貴殿より〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受け【[準確定契約及び概算契約の場合は記述]、かつ、〇年〇月〇日に契約金額が確定し】ました。よって甲が〇〇契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社〇〇銀行(以下「乙」という。)及び〇〇信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもって御通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、あらかじめ承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに講師を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付〇〇契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

〇〇銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇

口座名義人〇〇・口座番号〇〇〇〇

注: 本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「あらかじめ承諾している事項」の内容は修正してはならない。

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項(第16号)

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。)の調達に係るサプライチェーン・リスク(当該情報システム及びその構成品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。)への対策に関し、次の特約条項を定める。

(意図せざる変更が加えられないための管理体制)

- 第1条 乙は、この契約の履行において、本情報システム(この契約において全部又は一部を設計、構築・製造、運用・保守又は廃棄(賃貸借によるものを含む。)する情報システムをいう。以下同じ。)に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託(再々委託以降の委託を含む。なお、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。)先を含め、この特約条項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行わなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面(品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。)を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等を合わせて提出するものとする。
- 3 乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあつては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。)を整備し、当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入検査等を再委託先が受け入れるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかななければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。
- 5 乙は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製造・構築、運用・保守、廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも以下の6項目については必ず実施しなければならない。
- (1) 環境設定されたパラメータの再確認
 - (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
 - (3) ウイルスチェック
 - (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認

- (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
- (6) ソフトウェアのインストール手順書(インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。)の完成度の確認
- 6 乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成し、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示が無い限り、届出をすれば足りる。
- 7 乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。)を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の下請負に関する規定の定めるところにより、必要な手続きを実施しなければならない。
- 8 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。
- 9 乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者に漏洩することを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。
- 10 乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責めを免れない。
- 11 乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。

(委託先の資本関係・役員の情報等に関する情報提供)

第2条 乙は、この契約の履行に従事する従業員(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとし、以下の情報を書面により、甲に提出又は送付しなければならない。

- (1) 乙の資本関係及び役員の情報
 - (2) この契約に係る各工程の実施場所(防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所)
 - (3) この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性(特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数)
 - (4) この契約の履行に従事する従業員の国籍(雇用対策法(昭和41年法律第132号)第28条第1項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第10条第1項第3号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。)の割合
 - (5) 情報システムに関する代表的な契約実績(防衛省及び防衛省以外とのそれぞれの契約実績)
- 2 前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。
- 3 乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最低限に限ることを再委託先と約定するとともに、以下の情報を書面により甲に提出又は送付しなければならない。
- (1) 再委託先の資本関係及び役員の情報
 - (2) 再委託業務の実施場所(防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所)
 - (3) 再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性(特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数)

- (4) 再委託業務に従事する従業員の国籍の割合
 - (5) 情報システムに関する代表的な契約実績(防衛省又は防衛省以外との契約実績)
- 4 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

(サプライチェーン・リスクに係る監査の受入れ等)

- 第3条 乙は第1条第3項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。
- 2 乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン・リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。

(機器等の調達)

- 第4条 乙は、この契約により甲に納入する「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」(経済産業省)に掲載される機器等(以下「機器等」という。)には、Common Criteria (ISO/IEC 15408)の評価保証レベル(EAL)4以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 2 乙は、第2条第3項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切に設定し、少なくとも以下の6項目については必ず実施しなければならない。
- (1) 環境設定されたパラメータの再確認
 - (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
 - (3) ウイルスチェック
 - (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
 - (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
 - (6) ソフトウェアのインストール手順書(インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。)の完成度の確認
- 3 乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示が無い限り、届け出をすれば足りる。
- 4 乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関する情報(以下「トレーサビリティ情報」という。)を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。
- (1) 機器等に対して不正な変更が加えられないための体制
 - (2) 不正な変更が加えられていないことを検査する体制
 - (3) 機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した品質保証体制の下で、不正な変更が行われないことを保証する体制

- 5 乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。
- 6 乙は、前2項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

(防衛省施設において作業を実施する場合の届出)

第5条

乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）において作業（情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。）を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。以下同じ。）を書面により甲に提出又は送付し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第2条第1項及び第2条第3項により乙があらかじめ届け出ている従業員であることが確認できた場合には、名簿の写しに確認年月日及び確認者名又は部署の長の了解を得た上で確認部署名を記入し、乙に送付又は手交する。
- 3 乙は、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）における作業に当たり、作業従事者名簿の写しに作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に届け出なければならない。納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に指定する当該部隊等に所属する者（作業確認者）に届出を行うこととする。

(その他)

第6条 この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

- 2 別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は乙に是正を求めることがあり、乙は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的が達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する

委託業務従事者届出書（変更）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名 殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
 認証（契約）番号・年月日
 品 名 ・ 数 量

1 事業者

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国籍

番号	国名	作業従事者数（名）	割合（％）

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注1：契約の締結後、遅滞なく本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。

注2：変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名 殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
 認証（契約）番号・年月日
 品 名 ・ 数 量

1 事業者名：

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国籍

番号	国名	作業従事者数（名）	割合（％）

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注1：再委託先において委託業務を行う前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。

注2：業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。

注3：変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

作業従事者名簿届出書（追加）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
 認 証（契約）番号・年月日
 品 名 ・ 数 量

作業従事者名簿

番号	会社名（事業者名）	氏 名

注 1：納入先部隊等での作業開始前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（追加）を横線で消去すること。

注 2：追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式で届け出ること。

作 業 従 事 者 管 理 報 告 書

調 達 要 求 番 号
 認 証 (契 約) 番 号 ・ 年 月 日
 品 名 ・ 数 量

(会 社 名) 年 月 日

氏 名	作 業 内 容	
	予 定	実 績

注1：作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は受領検査官等が記入する。
 注2：本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

別 表

情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期

(第6条関係)

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の 窃取等が行われないことを保証する ための具体的な管理手順その他の 品質保証体制を証明する書面(品質 管理体制の責任者及び品質保証の 各担当者がアクセス可能な範囲等を 示した管理体制図を含めることを必 須とする。)	契約の締結後 遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び 立入検査等の手順及び体制 (原因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われる など不正が見つかったときに、追跡 調査や立入検査等、防衛省と連携し て原因を調査し、排除するための手 順及び体制(防衛省の情報システム の運用・保守業務を行う契約にあつ ては、当該運用・保守業務において 乙及び再委託先が行う作業履歴を記 録し、防衛省の求めに応じてこれら を防衛省に提出する手順及び体制を 含めることを必須とする。)	契約の締結後 遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避するた めの試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しな い変更が行われるリスクを回避する ための試験実施要領が記載された書 面	試験実施前ま で	任意
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及 び住所並びに再委託する業務の範 囲、再委託の必要性について記載し た書面	主たる契約条 項の定めによ る。	主たる契約条 項の定めによ る。
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏 名等及び情報システムに関する代 表的な契約実績が記載された書面	委託先におい て業務を行う 前まで	付紙様式第1
6	委託業務従事者届出書(変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業 員を変更する場合の届出	従業員を変更 する前まで	付紙様式第1
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事 者の氏名等及び情報システムに関 する代表的な契約実績が記載され た書面	再委託先にお いて、 業務を行う前 まで	付紙様式第2
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書(変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は 再委託先が再委託業務に従事する 従業員を変更する場合の届出	再委託先又は 再委託先が従 事者を変更す る前まで	付紙様式第2

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第 4 条 第 1 項	機器等に Common Criteria (ISO/IEC 15408)レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第 4 条 第 3 項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管理体制	第 4 条 第 6 項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後 遅滞なく (再委託する場合) 再委託先において、 業務を行う前まで	任意
12	トレーサビリティ情報(機器等を構成する主要部品)	第 4 条 第 6 項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書(追加)	第 5 条 第 2 項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第3
14	作業従事者管理報告書	第 5 条 第 3 項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第4

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項(第17号)

(情報セキュリティ基本方針等の確認)

- 第1条 乙は、契約締結後、速やかに、仕様書等(仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。以下同じ。)に定めるところにより、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準(甲の定める「調達における情報セキュリティ基準」(以下「本基準」という。))第2項第10号及び第11号に規定する「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ基準」をいう。以下同じ。)を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更部分が甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準に基づき、情報セキュリティ実施手順(本基準第2項第12号に規定する「情報セキュリティ実施手順」をいう。以下同じ。)を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ実施手順と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 4 第2項の規定は、情報セキュリティ実施手順を変更する場合に準用する。
- 5 甲は、乙に対して情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順並びにそれらが引用している文書の提出、貸出、又は閲覧を求めることができる。

(保護すべき情報の取扱い)

- 第2条 乙は、前条において甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順に基づき、この契約に関する保護すべき情報(装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防経装第9246号。21.7.31)第2項第1号に規定する「保護すべき情報」をいう。以下同じ。)を取り扱わなければならない。

(保護すべき情報の漏えい等に関する乙の責任)

- 第3条 乙は、乙の従業員又は下請負者(契約の履行に係る作業に従事するすべての事業者(乙を除く。))をいう。)の故意又は過失により保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故があったときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

(開示の申請及び届出)

- 第4条 乙は、やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示する場合には、あらかじめ、開示先において情報セキュリティが確保されることを付紙様式に定める確認事項により確認した上、書面により甲の許可を受けなければならない。
- 2 乙は、第三者との契約において乙の保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有その他提供する約定があるときは、保護すべき情報をその対象から除く措置を講じなければならない。
- 3 乙は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を下請負者に取り扱わせる場合には、あらかじめ、付紙様式に定める確認事項によって、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認し、その結果を甲に届け出なければならない。ただし、輸送その他の保護すべき情報を知り得ないと乙が認める業務を請け負わせる場合は、この限りではない。

- 4 第1項及び前項の規定は、乙が保護すべき情報を開示した第三者及び下請負者について準用する。この場合において、当該第三者及び下請負者は、乙を経由して甲の承認を受けなければならない。

(監査)

第5条 甲は、仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が情報セキュリティ基本方針等(本基準第2項第13号に規定する「情報セキュリティ基本方針等」をいう。以下同じ。)を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

第6条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン(以下「サーバ等」という。)に悪意のあるコード(情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。)への感染又は不正アクセスが認められた場合
- (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘があったときは、乙は、直ちに当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する事故が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

(契約履行後における乙の義務等)

第8条 第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

2 甲は、本基準第7項第2号イの規定による契約終了後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

情報セキュリティ対策実施確認書

1 下請負者又は開示先事業者名等

- (1) 事業者名:
- (2) 対象部門等名:
- (3) 請負又は開示予定年月日:
- (4) 業務の実施予定場所※:

※(請負事業者又は開示先事業者の業務の実施予定場所を記入)

2 防衛省による情報セキュリティ実地監査の受査状況

(1) 下請負者又は開示先事業者

- ア 監査年月日:
- イ 監査結果:
- ウ 監査結果の文書番号及び年月日:

(2) 下請負者又は開示先事業者の業務実施場所を管理する事業者((1)の下請負者又は開示先事業者と同じ場合は省略可)

- ア 監査年月日:
- イ 監査結果:
- ウ 監査結果の文書番号及び年月日:

3 下請負者又は開示先事業者に対する確認事項(上記2における監査年月日が請負年月日の属する年度又はその前年度の場合は、下線を引いた事項を除き確認を省略することができる。)

番号	確認事項	実施／ 未実施	実施状況の確認方法又は 未実施の理由
1	5(1)情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準 ・保護すべき情報を取り扱う可能性のある全ての者に周知することを定めていること。 ・必要に応じて下請負者へ周知することを定めていること。		
2	5(2)情報セキュリティ基本方針等の見直し ・情報セキュリティ基本方針等を定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて変更することを定めていること。		
3	6(1)ア 情報セキュリティに関する経営者等の責任 ・経営者等が情報セキュリティ基本方針等を承認することを定めていること。		
4	6(1)イ 責任の割当て ・総括責任者を置くことを定めていること。 ・管理責任者を置くことを定めていること。		
5	6(1)ウ 守秘義務 ・取扱者との間で守秘義務を定めた契約又は合意をすることを定めていること。 ・定期的並びに状況の変化及び事故が発生した場合、要求事項の見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。		
6	6(1)エ 情報セキュリティの実施状況の監査 ・情報セキュリティの実施状況について、定期的及び重大な変化が発生した場合、監査を実施し、必要に応じて是正措置をとることを定めていること。 ・定期的及び重大な変化が発生した場合において、 <u>監査を適切に実施していること。</u> ・ <u>監査の実施に関し、その結果を保存していること。</u> ・ <u>監査の結果、必要な是正措置が適切にとられていること。</u>		
7	6(2) 保護すべき情報を取り扱う下請負者 ・保護すべき情報を請け負わせる場合には、契約上の義務に本基準に基づいた実施を含めるとともに、確認を実施し、防衛省へ届け出ることを定めていること。		

8	6(3)ア 第三者への開示の禁止 ・第三者への開示又は漏えいをしてはならないことを定めていること。 ・やむを得ない場合は、あらかじめ書面による防衛省の許可を得ることを定めていること。		
9	6(3)イ 第三者に関係したリスクの管理 ・第三者の取扱施設への立入りを許可する場合、リスクを明確にした上対策を定めていること。		
10	6(3)ウ 第三者に対する立入りの許可 ・第三者へ立入りを許可する場合の手順を定めていること。		
11	7(1) 分類の指針 ・保護すべき情報を明確に分類できる分類体系を定めていること。		
12	7(2)ア 保護すべき情報の目録 ・目録の作成及び維持することを定めていること。 ・ <u>目録が適切に維持されていること。</u>		
13	7(2)イ 取扱いの管理策 ・取扱施設で取り扱うことを定めていること。 ・接受等を記録することを定めていること。 ・個人が所有する情報システム及び可搬記憶媒体で取り扱ってはならないことを定めていること。 ・(やむを得ない場合) 事前に防衛省の許可を得る手続を定めていること。 ・ <u>接受等が適切に記録されていること。</u>		
14	7(2)ウ 保護すべき情報の保管等 ・保護すべき情報は、施錠したロッカー等において保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理(無断での使用を防止)することを定めていること。 ・ <u>施錠したロッカー等において保管していること。</u> ・ <u>ロッカー等の鍵を適切に管理していること。</u>		
15	7(2)エ 保護すべき情報の持ち出し ・持ち出しに伴うリスクを回避することができると判断する場合の判断基準を定めていること。 ・持ち出しする場合は記録することを定めていること。 ・ <u>持ち出しを記録していること。</u>		

16	7(2)オ 保護すべき情報の破棄 ・復元できない方法による破棄を定めていること。 ・破棄したことを記録することを定めていること。 ・<u>破棄を記録していること。</u>		
17	7(2)カ 該当部分の明示 ・保護すべき情報を作成、製作又は複製した場合、保護すべき情報である旨の表示を行うことを定めていること。 ・保護すべき情報を記録する箇所を明示する及び明示の方法を定めていること。 ・<u>適切に表示及び明示されていること。</u>		
18	8(1) 経営者等の責任 ・経営者等は取扱者を保護すべき情報を知る必要のある者だけに限定することを定めていること。		
19	8(2) 取扱者名簿 ・取扱者名簿を作成し、又は更新したときは、発注者を經由して各取扱者について防衛省に届け出て同意を得ることを定めていること。 ・取扱者名簿には、取扱者の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍等が記載されていること。 ・取扱者名簿には、保護すべき情報に接する全ての者(保護すべき情報に接する役員(持分会社にあっては社員を含む。以下同じ。)、管理職員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。この場合において、当該者が、自らが保護すべき情報に接しているとの認識の有無を問わない。)が記載されていること。		
20	8(2) 情報セキュリティ教育及び訓練 ・定期的な教育及び訓練の実施を定めていること。 ・定期的に行う教育には、組織の方針及び取扱手順、関連する法令その他なりすましメール等による悪意のあるコードへの感染を防止するための対策及び感染した場合の対処手順等に関する内容が含まれていること。 ・<u>定期的に教育及び訓練を実施していること。</u> ・<u>教育及び訓練の実施状況を記録し、保管していること。</u>		
21	8(3) 違反者への対処方針 ・情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対する対処方針及び手続を定めていること。		
22	8(4) 取扱者の責任 ・在職中及び離職後においても、知り得た保護すべき情報を第三者に漏えいしてはならないことを定めていること。		

23	8(5) 保護すべき情報の返却 ・保護すべき情報に接する必要がなくなった場合は、管理者へ返却することを定めていること。 ・ <u>保護すべき情報は、管理者へ返却されていること。</u>		
24	9(1)ア 取扱施設の指定 ・取扱施設を定めていること。		
25	9(1)イ 物理的セキュリティ境界 ・物理的セキュリティ境界を用いることを定めていること。		
26	9(1)ウ 物理的入退管理策 ・取扱施設への立入りは、許可された者だけに制限することを定めていること。 ・第三者の立入りを記録することを定めていること。 ・立入記録の保管を定めていること。 ・ <u>第三者の立入りを記録し、保管していること。</u>		
27	9(1)エ 取扱施設での作業 ・機密性に配慮し作業することを定めていること。 ・通信機器及び記録装置を利用する場合は、経営者等の許可を得ることを定めていること。		
28	9(2)ア 保護システムの設置及び保護 ・保護システムへの保護措置を実施することを定めていること。 ・ <u>保護システムへ保護措置が実施されていること。</u>		
29	9(2)イ 保護システムの持ち出し ・持ち出しに伴うリスクを回避することができると判断する場合の基準を定めていること。 ・持ち出しする場合は記録することを定めていること。 ・ <u>持ち出しを記録していること。</u>		
30	9(2)ウ 保護システムの保守及び点検 ・第三者による保守及び点検を行う場合は、必要な処置を実施することを定めていること。 ・ <u>第三者による保守及び点検時において、必要な処置が実施されていること。</u>		
31	9(2)エ 保護システムの破棄又は再利用 ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。 ・ <u>破棄を記録していること。</u>		
32	10(1) 操作手順書 ・操作手順書を整備し、維持することを定めていること。 ・操作手順書には、 ①可搬記憶媒体へ保存時の手順②可搬記憶媒体及び保護システムの破棄又は再利用の手順③電子メール等での伝達の手順④セキュリティに配慮したログオン手順についての記述又は引用がなされていること。		

33	10(2) 悪意のあるコードからの保護 ・保護システムを最新の状態に更新されたウィルス対策ソフト等を用いて、少なくとも週1回以上フルスキャンを行うことなどにより、悪意のあるコードから保護することを定めていること(なお、1週間以上電源の切られた状態にあるサーバ又はパソコンについては、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可)。 ・<u>ウィルス対策ソフト等を最新の状態に更新していること。</u> ・<u>保護システムをウィルス対策ソフト等により、少なくとも週1回以上フルスキャンしていること。(1週間以上電源の切られた状態にあるサーバ及びパソコンについては、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可)</u>		
34	10(3) 保護システムのバックアップの管理 ・可搬記憶媒体へのバックアップを実施する場合、調達における情報セキュリティ基準7(2)及び 10(4)に添った取扱いをすることを定めていること。		
35	10(4)ア 可搬記憶媒体の管理 ・保護すべき情報を保存した可搬記憶媒体を施錠したロッカー等により集中保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理することを定めていること。 ・保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置をすることを定めていること。 ・<u>施錠したロッカー等において集中保管していること。</u> ・<u>ロッカー等の鍵を適切に管理していること。</u> ・<u>保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置がされていること。</u>		
36	10(4)イ 可搬記憶媒体への保存 ・可搬記憶媒体へ保存する場合、暗号技術を用いることを定めていること。		
37	10(4)ウ 可搬記憶媒体の破棄又は再利用 ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。 ・破棄を記録していること。		
38	10(5)ア 保護すべき情報の伝達 ・伝達に伴うリスクから保護できると判断する場合の基準を定めていること。		

39	10(5)イ 伝達及び送達に関する合意 ・保護すべき伝達及び送達は、守秘義務を定めた契約又は合意した相手に対してのみ行うことを定めていること。		
40	10(5)ウ 送達中の管理策 ・保護すべき文書等を送達する場合、許可されていないアクセス及び不正使用等から保護する方法を定めていること。		
41	10(5)エ 保護すべきデータの伝達 ・保護すべきデータを伝達する場合には、保護すべきデータが既に暗号技術を用いて保存されている、通信事業者の回線区間に暗号技術を用いる又は電子メール等に暗号技術を用いることのいずれかによって、保護すべきデータを保護しなければならないことを定めている(漏えいのおそれのない取扱施設内で有線での伝達をする場合を除く。) ・ <u>電子メール等による伝達など、暗号技術を用いるに当たって個人の操作を要するものについて、その旨の教育を行うなど、確実な実施のための方策がとられていること。</u>		
42	10(6) 外部からの接続 ・外部からの接続を許可する場合は、利用者の認証を行い、及び暗号技術を用いることを定めていること。		
43	10(7) 電子政府推奨暗号等の利用 ・暗号技術を用いる場合には、電子政府推奨暗号等を用いることを定めていること。 ・やむを得ず電子政府推奨暗号等を使用できない場合は、その他の秘匿化技術を用いることを定めていること。		
44	10(8) ソフトウェアの導入管理 ・導入するソフトウェアの安全性を確認することを定めていること。		
45	10(9) システムユーティリティの使用 ・システムユーティリティの使用を制限することを定めていること。		
46	10(10) 技術的脆弱性の管理 ・脆弱性に関する情報を取得すること及び適切に対処することを定めていること。		

47	10(11)ア 監査ログ取得 ・利用者の保護すべき情報へのアクセス及び例外処理を記録した監査ログを取得することを定めていること。		
48	10(11)イ 監査ログの保管 ・取得した監査ログを記録のあった日から少なくとも3か月以上保存するとともに、定期的に点検することを定めていること。 <u>・監査ログを記録のあった日から3か月以上保存していること。</u>		
49	10(11)ウ 監査ログの保護 ・監査ログを改ざん及び許可されていないアクセスから保護することを定めていること。		
50	10(11)エ クロックの同期 ・保護システム及びネットワークを通じて保護システムにアクセス可能な情報システムの日付及び時刻を定期的に合わせることを定めていること。		
51	10(11)オ 保護すべきデータの監視 ・保護システムが共有ネットワーク(インターネット等)へ物理的に接続されている場合は、共有ネットワークを通じた保護すべきデータの社外漏えいを未然に防止することを可能とする常時監視を行わなければならない。 <u>・保護すべきデータが、共有ネットワークを通じて社外へ漏えいすることを未然に防止することを可能とする常時監視を行っていること。</u>		
52	11(1) アクセス制御方針 ・職務内容に応じて、保護すべき情報、取扱施設及び保護システムへのアクセス制御方針を定めていること。 ・定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。		
53	11(2)ア 利用者の登録管理 ・保護システムの利用者の登録及び登録削除をすることを定めていること。		
54	11(2)イ パスワードの割当て ・初期又は仮パスワードは、容易に推測されないものとするとともに、機密性を配慮した方法で配布することを定めていること(パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りではない。)。		

55	11(2)ウ 管理者権限の管理 ・管理者権限の利用は必要最低限とすることを定めていること。		
56	11(2)エ アクセス権の見直し ・保護システムの利用者のアクセス権の割当てを定期的及び必要に応じて見直すことを定めていること。		
57	11(3)ア パスワードの利用 ・保護システムの利用者は、容易に推測されないパスワードを選択しなければならないことを定めていること(パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りではない。)。		
58	11(3)イ 無人状態にある保護システム対策 ・保護システムが無人状態に置かれる場合、機密性を配慮した措置を実施することを定めていること。 <u>・無人状態にある保護システムへ機密性を配慮した措置が実施されていること。</u>		
59	11(4)ア 機能の制限 ・保護システムの利用者の職務内容に応じて、利用できる機能を制限することを定めていること。		
60	11(4)イ ネットワークの接続制御 ・保護システムを共有ネットワークへ接続する場合、接続に伴うリスクから保護することを定めていること(FW設置など)。		
61	11(5)ア セキュリティに配慮したログオン手順 ・保護システムの利用者は、セキュリティに配慮した手順でログオンすることを定めていること。 <u>・セキュリティに配慮した手順でログオンしていること。</u>		
62	11(5)イ 利用者の識別及び認証 ・保護システムの利用者ごとに一意な識別子(ユーザーID、ユーザー名等)を保有させることを定めていること。		
63	11(5)ウ パスワード管理システム ・保護システムは、パスワードの不正使用を防止する機能を有さなければならないことを定めていること。		

64	12(1)、(2) 情報セキュリティの事故の報告 ・情報セキュリティ事故等に関する下記のそれぞれの事項について、発注者(防衛省との直接契約関係にある防衛関連企業をいう。以下同じ。)への報告要領を定めているとともに、当該報告要領に以下のことが規定されていること。 ① 情報セキュリティ事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 ② 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン(以下「サーバ等」という。)に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められた場合、及び保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合において、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 ③ 情報セキュリティ事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を発注者に報告しなければならない。 <u>・報告に当たっての責任者及び連絡担当者等を明らかにした連絡系統図を作成している(異動等のあった場合には更新している)とともに、直ちに発注者に報告する場合の責任者及び連絡担当者を明示していること。</u>		
65	12(3)ア 対処体制及び手順 ・情報セキュリティ事故(情報セキュリティ事故の疑いのある場合を含む。以下同じ。)及び事象に対処するため、対処体制、責任及び手順を定めていること。		
66	12(3)イ 証拠の収集 ・情報セキュリティ事故が発生した場合(保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合を含む。)、証拠を収集し、速やかに発注者を經由して防衛省へ提出することを定めていること。		
67	12(3)ウ 情報セキュリティ基本方針等への反映 ・情報セキュリティ基本方針等の見直しに、情報セキュリティ事故及び事象を反映することを定めていること。		

68	13(1)ア 遵守状況の確認 ・管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ基本方針等の遵守状況の確認を定めていること。		
69	13(1)イ 技術的遵守の確認 ・保護システムの管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ基本方針等への技術的遵守状況を確認することを定めていること。		
70	13(2) 情報セキュリティの記録 ・保護すべき情報に係る重要な記録の保管期間を定めていること。 ・重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等厳密に保護することを定めていること。 ・適切に鍵を管理することを定めていること。 ・ <u>重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等厳密に保護されていること。</u> ・ <u>適切に鍵が管理されていること。</u>		
71	13(3) 監査ツールの管理 ・保護システムの監査に用いるツールは、悪用を防止するため、必要最低限の使用にとどめることを定めていること。		
確認年月日: _____ 確認者(企業名、所属、役職、氏名): _____			

注:未実施の理由については、実施する必要がないと認められる合理的な理由を記すこと。

日米了解事項覚書に関する特約条項(第18号)

(日米覚書の遵守)

第1条 乙は、この条項に定める事項のほか、「日本国防衛省と合衆国国防省との間の(装備品等システム名)の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」(以下「日米覚書」という。)に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行後においても引き続き、日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。

(技術資料等の管理)

第2条 乙は、日米覚書により、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料(情報を含む。)並びに製品(以下「技術資料等」という。)を、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(技術資料等の第三国等への移転禁止)

第3条 乙は、技術資料等を、第三国及び下請負者を除く第三者(以下「第三国等」という。)に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。

(技術資料等の目的外使用の禁止)

第4条 乙は、技術資料等を、甲の承認を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

(表示の付与)

第5条 乙は、日米覚書により提供を受けた技術資料又は図面により品目に表示を付することとなっているものについては、これに従い適切な表示を行うものとする。

(企業等への立入)

第6条 乙は、日米覚書により、米国政府の職員(米国政府から権限を与えられたものを含む。)から乙又はその下請負者の工場等への立入りの申出があった場合には、甲と調整のう

えこれに協力するものとする。

(工場等の保全)

第7条 乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料等により製造を行う工場等について当該覚書を遵守するに必要な措置を講ずるものとする。

(資料等の還元)

第8条 乙は、製造に際し、製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資料及び技術上の知識等について、甲に申し出るものとする。

(特許権等の侵害の禁止)

第9条 乙は、日米覚書により提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。

(事故発生時の措置)

第10条 乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はそのおそれがある場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

(管理規定)

第11条 乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規定を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、管理規定が既に、甲の確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

2 前項の管理規定には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 管理責任者及び取扱者の任命方法及び責任範囲
- (2) 技術資料等の送達及び保管等に関する措置
- (3) 技術資料等を第三国者に移転しないための措置
- (4) 技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための措置
- (5) 技術資料等により製造を行う工場等の保全措置
- (6) その他必要な事項

3 本条第1項の規定は、乙が甲の確認を受けた管理規定を変更する場合に準用する。

(下請負者に関する措置)

第12条 乙は、この契約に関し下請負者がある場合は、乙と下請負者の間で第2条以下に定める事項に準じて取り決めるものとし、この取り決めには乙と下請負者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

2 乙は、前項の取決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取決め文書が既に確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

(開発経費の支払等)

第13条 日米覚書により、開発経費(円建て)の支払を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。

特定費目の代金の確定に関する特約条項(第19号)

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目(以下「特定費目」という。)に係るものは、この特約条項に定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(実績額の報告)

第2条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書(特定費目のみ)を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前項の規定による実績額報告書の提出期限は、別に示す。

3 前項の提出期限までに実績額が確定しないと予想される場合においても乙は、確定している特定費目につき第1項の例により、実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて当該提出期限までに甲に提出しなければならない。この場合においては実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができるとする予定期日を記載するものとする。

(代金の確定)

第3条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額(以下「実績額」という。)の合計額の確定については次の各号によるものとする。

- (1) 実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合当該差額相当額(当該差額相当額に対応する総利益額を含む。)を契約金額から減額した金額をもって乙に支払う代金として確定する。
- (2) 実績額の合計額が特定費目の金額と等しい場合契約金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(3) 特定費目が外貨建てのものであって、実績額の合計額が特定費目の金額の合計 額を超える場合超える部分の実績額(以下「為替差損」という。)について為替差損を乙の負担としないことを基本として甲乙協議し、原則として契約金額の範囲内において、措置するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、実績額が特定費目の金額を超える場合は前項の協議の結果をまっして所要の措置をとるものとする。

(代金の確定等の特例)

第4条 甲は、第2条第3項の規定による実績価格報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

実績額を証する書類(外貨建ての場合)

1 C & F 価 格 等

外国製造業者(外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社)及び外国輸出業者の送り状(指名競争による場合はこれに準ずるもの)並びに船会社航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

2 機能及び寸法検査費用(再梱包費用を含む。)

検査実施業者の実際工数及び加工費表を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

5 その他甲が必要と認める書類

特別防衛秘密の保護に関する特約条項(第20号)

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン(第9条第1項において単に「ガイドライン」という。)に定めるところにより秘密保護の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画(以下「特定資料」という。)又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件(以下「特定物件」という。)を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

(特定資料の保護措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者(以下「関係社員」という。)以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保護措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(特別防衛秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近

に必要以上に近づかせてはならない。

- 4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社(工場)内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは着工の日まで)にガイドラインに基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領(以下「秘密保全規則等」という。)を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

- 3 第1項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

- (1) 保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲
- (2) 秘密区分の標記の表示方法
- (3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備
- (4) 社(工場)内における立入禁止に関する措置
- (5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法
- (6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法
- (7) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項
- (8) 非常の場合の措置
- (9) 特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置
- (10) その他必要な事項

(特定資料の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで)に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合は、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記した書面を添えて甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により、下請負を行う場合において、下請負者は、本省の契約担当官等と秘密保持に関する規程を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を受託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責めに帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償

の責を負わないものとする。

(特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

特定秘密の保護に関する特約条項(第21号)

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく特定秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインの定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下総称して「従業者」という。)、下請負を行う場合においてはその相手方(複数の段階で下請負が行われる場合の当該下請負先を含む、以下同じ。以下「下請負先」という。)の従業者その他特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「令」という。)第12条第1項第1号の規定に基づき防衛大臣が指名した特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「特定秘密管理者」という。)が乙の求めにより特定秘密を記録する文書、図書、電磁的記録若しくは物件(以下「特定資料」という。)又は特定秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件(以下「特定物件」という。)を取り扱う場所への立入りを許可した者の故意又は過失により特定秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(交付・保有)

第2条 特定秘密管理者は、特定資料又は特定物件(以下「特定資料等」という。)を乙に保有させ、又は交付するときは、当該特定資料等を乙に保有させ、又は交付する旨を記載した文書を添えて、保有させ、又は交付するものとする。

2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- (1) 秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第21条第3項第1号において同じ。) 米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報(北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第21条第3項第2号において同じ)

NATO SECRET

- (3) 仏国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第3号において同じ。) 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第21条第3項第4号において同じ。) 豪州政府
- (5) 英国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第21条第3項第5号において同じ。) 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第6号において同じ。) インド政府
- (7) 伊国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第7号において同じ。) 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条(a)に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領した

ものをいう。第21条第3項第8号において同じ。) 韓国政府

(乙の秘密保全規則の変更の際の許可等)

第3条 乙は、(審査を実施した者)の審査を受けた令第14条に規定する規程(以下「秘密保全規則」という。)並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「業務管理者」という。)、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備(以下「施設設備」という。)の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料の審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。

2 乙は、毎年、(審査を実施した者)が指示する時期に、令第14条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。

(業務管理者の責任)

第4条 乙は、業務管理者に、特定秘密の表示その他の特定秘密の保護を適切に管理するための措置を講じさせなければならない。

(従業者に対する特定秘密の保護に関する教育)

第5条 乙は、従業者に対し特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

2 乙は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている従業者に対する前項の教育については、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。

3 乙は、第1項の教育を特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年1回受講できるよう実施しなければならない。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

(従業者の範囲の決定)

第6条 乙は、秘密保全規則等に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、従業者個人単位で行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

2 乙は、前項で決定した従業者の範囲を、この特約条項締結後、特定秘密を取り扱わせる

前に、特定秘密管理者に報告しなければならない。

- 3 乙は、第1項の従業者の範囲を変更するときは、あらかじめ、特定秘密管理者に報告しなければならない。

(適正評価の事務)

第7条 乙は、その従業者について、防衛大臣が行う適性評価(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「法」という。)第12条第1号の適性評価をいう。以下同じ。)に関し、属紙「適性評価に関する特約条項」に規定する事務を行うものとする。

(従業者への周知)

第8条 乙は、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は特定秘密を保有するときは、当該特定秘密を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(特定資料等の保護措置)

第9条 乙は、特定資料等を当該特定秘密を取り扱う従業者以外の者に供覧してはならない。

- 2 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料等を供覧してはならない。
- 3 乙は、主たる契約に別途定められている場合を除き、特定資料等を作成しようとするときは、あらかじめ、特定秘密管理者の許可を得なければならない。
- 4 前項の場合、乙は、実施の細部について特定秘密管理者と協議し、特定秘密管理者又はその指名する者の立会いのもと行わなければならない。
- 5 乙は、特定資料等を作成したときは速やかにその旨を特定秘密管理者に書面により報告するとともに、特定秘密管理者より必要な指示を受けるものとする。
- 6 乙は、特定資料等の作成において完成に至らなかったものについては、特定秘密管理者の指示に従い、特定秘密管理者に引き渡し、又は特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(下請負先への交付及び伝達の承認)

第10条 乙は、特定資料等の交付、又は特定秘密の伝達を、甲との間における法第5条第4項又は法第8条第1項に規定する契約(以下「保全契約」という。)を締結した下請負先であって、当該保全契約に基づき当該特定秘密を保有することができ、又は交付を受けることができる者(以下「特定秘密取扱事業者」という。)以外の者に行ってはならない。

2 乙は、特定秘密取扱事業者に特定資料等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

3 前項の規定に基づき交付する特定資料等を返却させる場合には、乙は、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け、業務管理者に当該特定資料等の返却の時期を明示させるものとする。

(運搬の方法)

第11条 特定資料等を運搬するときは、乙は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業員のなかから指名した従業員に携行させるものとする。

2 乙は、前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示に従うものとする。

(交付の方法)

第12条 乙は、特定資料等を交付するときは、受領書等に、名宛人又はその指名する者(第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業員であって、当該特定秘密を取り扱う者に限る。)の受領印の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

2 特定資料等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第13条 乙は、特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見るできないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

(物件の包装等)

第14条 乙は、特定秘密である情報を記録する物件、又は特定物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第15条 乙は、特定資料(物件を除く。)を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。ただし、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付はしてはならない。

(特定資料等の接受)

第16条 乙は、封かんされている特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画は、名宛人又はその指名する従業者(当該特定秘密を取り扱う者に限る。)でなければ開封させてはならない。

(伝達の方法)

第17条 乙は、特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、特定秘密の伝達を電話で行ってはならない。

3 乙は、特定秘密を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録の取扱いに当たっては、乙はこれをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ特定秘密を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして、業務管理者が認めたもので取り扱わなければならない。

2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

い。

- 3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者が特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合は、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じさせなければならない。ただし、当該措置を講ずることにより主たる契約の履行に著しい支障が生じる恐れがあり、当該措置を講じないことについて特定秘密管理者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(特定資料及び特定物件の保管)

第19条 特定資料の保管に当たっては、乙は、三段式文字盤鍵のかかる金庫若しくは鋼鉄製の箱又はこれらに準じる強度を有する保管容器にこれを保管しなければならない。

- 2 乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。

- 3 第1項の規定は、特定秘密である情報を記録する可搬型記憶媒体に準用する。

- 4 乙は、特定物件については、第1項及び第2項の規定を準用し、保管しなければならない。ただし、特定物件の形状等により、当該措置によることができない場合は、特定秘密管理者と協議し、適切と認める措置により保管するものとする。

(その保管のための施設設備)

第20条 乙は、前条に定めるもののほか、特定資料等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。

(特定秘密の表示等)

第21条 乙は、特定秘密を保有するとき、自ら特定資料等を作成したとき又は特定秘密の伝達を受けたときは、当該特定秘密又は特定資料等について、法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第1号に掲げる措置を講ずる際に、特定秘密管理者から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。

3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既に NATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- (1) 秘密軍事情報米国政府
 - (2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO SECRET
 - (3) 仏国秘密情報仏国政府
 - (4) 豪州秘密情報豪州政府
 - (5) 英国秘密情報英国政府
 - (6) インド秘密軍事情報インド政府
 - (7) 伊国秘密情報 伊国政府
 - (8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府
- (指定の有効期間の満了に伴う措置)

第22条 乙は、特定秘密管理者から令第8条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第8条第2項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第23条 乙は、特定秘密管理者から令第9条第1号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期

間を延長した旨の通知を受けたときは、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(指定の解除に伴う措置)

第24条 乙は、特定秘密管理者から令第11条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であつたものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第11条第2項に規定する指定解除表示をしなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項の場合において、乙は、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(登録及び管理)

第25条 乙は、特定秘密を保有したとき、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は自ら特定資料等を作成したときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

- 2 乙は、特定資料等の貸出し、回収、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

- 3 乙は、第22条から第24条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を帳簿に登録しなければならない。

(実施報告)

第26条 乙は、特定資料等を接受、作成、送達又は廃棄(第32条の規定により廃棄した場合を除く。)したときは、速やかに、特定秘密管理者に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、作成した特定資料等、又は作成において完成に至らなかった特定資料等であって、特定秘密管理者の指示を受けたものの取扱いを含めて行うものとする。

(立入制限措置等)

第27条 乙は、特定資料等が取り扱われている場所について、当該特定資料等を取り扱う従業者、第10条第2項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって当該特定秘密を取り扱う者及び甲と保全契約を締結した他の事業者の従業者であって、乙の求めに応じ特定秘密管理者が許可した者(以下「特定秘密取扱事業者の従業者等」という。)以外の立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の場所を新設し、又は変更したときは、当該施設において特定秘密の取扱いを開始する前に、特定秘密管理者の承認を得なければならない。

4 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

5 乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(携帯型情報通信・記録機器の持込制限)

第28条 乙は、携帯型情報通信・記録機器の特定資料等が取り扱われている場所への持込みを禁止しなければならない。

2 やむを得ず持込みが必要となった場合には、乙は、特定秘密管理者の事前の承諾を得た

上で、持ち込む携帯型情報通信・記録機器について、インストールされているソフトウェアを確認するなど特定秘密の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(特定資料等の返却等)

第29条 乙は、特定秘密管理者が交付した特定資料等及び当該特定資料等に関し作成したすべての特定資料等を主たる契約が終了(契約解除の場合も含む。)した後直ちに特定秘密管理者に返却し、又は提出しなければならない。ただし、特定秘密管理者が特定資料等の廃棄又は保持を認めた場合はこの限りではない。

(検査)

第30条 乙は、特定秘密の取扱いの業務を管理するため必要な帳簿を整備し、毎月1回以上特定秘密の取扱いの状況について検査を行い、特定秘密管理者に結果を報告しなければならない。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けるほか、乙の特定秘密の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、特定秘密管理者が別に指定する職員に検査及び指導を行わせることができる。

3 乙は、特定秘密管理者が乙の下請負先に対し、検査等を行うときは、特定秘密管理者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(特定資料等の取扱いの記録)

第31条 乙は、業務管理者に、特定資料等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定資料等を取り扱った従業者の氏名、日時、その他特定秘密管理者が指示した事項の記録を保存させるものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 乙は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合は、特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該特定資料等を廃棄しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、特定資料等を廃棄する場合には、あらかじめ特定秘密管理者を通じて防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を特定秘密管理者を通じて防衛大臣に報告しなければならない。

3 前項ただし書きに規定する報告は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、廃棄した特定資料等の概要、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合に該当する理由及び廃棄に当たって用いた方法を書面により報告するものとする。

(事故発生時等の措置)

第33条 乙は、装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン第9項第1号に規定する報告後、事故の原因のほか、甲から指示があった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

(違約金の請求)

第34条 甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(関連資料等の保存)

第35条 乙は、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、主たる契約、帳簿等、特定秘密の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

(下請負の禁止)

第36条 乙は、特定秘密の取扱いに係る業務(物件の輸送、施設の警備その他の役務であつて、特定秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。)を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる特定秘密を特定する事項、特定秘密の保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負先は、特定秘密取扱事業者でなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により下請負を行う場合、下請負先による特定秘密及び特定資料等の適切な取扱いを確保するため、当該下請負先の作成する秘密保全規則等、下請負先における特定秘密を取り扱う従業者の名簿、その他特定秘密及び特定資料等の秘密保全のための措置の実施状況等を確認しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が外部の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。
- 5 乙は、下請負先と下請負の契約を締結し、又は契約の内容を変更したときは、下請負先に対し下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りではない。

(保全契約の解除等)

第37条 甲は、乙が本特約の規定に違反したときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙及び下請負先に対して損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 下請負先の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負先との保全契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。
- 3 乙が下請負先との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出)

第1条 乙は、その従業者に特定秘密を取り扱わせるため防衛大臣による適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び法第12条第1項各号のうち該当する号その他参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを特定秘密管理者に提出しなければならない。

2 乙は、前項の名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに特定秘密管理者に通知しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

第2条 乙は、評価対象者について照会があった場合に必要な報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、防衛大臣が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。

(適性評価結果等通知書その他の文書の管理)

第3条 乙は、適性評価の結果が記された文書その他適性評価の実施に当たり特定秘密管理者に送付し、又は特定秘密管理者から送付された文書の管理を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行うこと。
- (2) 用済後速やかに廃棄し、適性評価の結果適性があると認められた旨特定秘密管理者が通知した文書は送付日から5年、その他の文書は送付日から1年を超えて保存しないこと。

(評価結果その他の個人情報の目的外利用の禁止)

第4条 乙は、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適正がないと認められた事実その他適性評価に関し特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に

提供してはならない。

(特定秘密の取扱業務の停止)

第5条 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であつて、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、特定秘密管理者から、新たな適性評価の結果として、適正がないと認められた旨通知があったときは、直ちに、当該従業者が特定秘密を取り扱わないよう措置しなければならない。特定秘密管理者から、法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義がある旨通知されたときも同様とする。

(事後の事情の変化に関する報告)

第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であつて、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第7条 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。)である従業者について、第1条の名簿に登載する場合には、同条に定める事項のほか、次に掲げる事項を当該名簿に記載し、又は記録するとともに、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該名簿に登載した旨を通知しなければならない。

(1) 派遣労働者である旨

(2) 当該従業者についての予定している業務内容

2 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である従業員について、特定秘密管理者から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

(1) 適性評価実施責任者に提出する名簿に登載しないこと。

(2) 適性評価を実施することについて防衛大臣の承認が得られたこと、又は得られなかったこと。

(3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと。

(4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと。

(5) 適性評価の結果

(6) 当該従業者が法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義があること。

3 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であつて、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者が乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である場合には、当該従業者を雇用する事業主が当該従業者について第6条の事情があると認めたときに、乙に確実に報告をさせる必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対し、第1項又は第

2項の通知をしたときは、当該通知をした文書について、これが第3条の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 5 乙は、評価対象者が派遣労働者である従業者の場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し乙を経由して特定秘密管理者から通知される個人情報、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

(契約履行後における乙の義務)

第8条 第3条、第4条並びに前条第4項及び第5項の規定は、契約履行後においても準用する。

秘密の保全に関する特約条項(第22号)

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン(第9条第1項において単に「ガイドライン」という。)に定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画(以下「特定資料」という。)又は秘密の指定のある秘密に属する物件(以下「特定物件」という。)を取り扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件を乙に交付する旨を記載した文書を添えて、送達するものとする。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

- (1) 秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第6条第2項第1号において同じ。)米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報(北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)

に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。)

NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。) 仏国政府

(4) 豪州秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第6条第2項第4号において同じ。) 豪州政府

(5) 英国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第5号において同じ。) 英国政府

(6) インド秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。) インド政府

(7) 伊国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第7号において同じ。) 伊国政府

(8) 韓国秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条(a)に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第21条第3項第8号において同じ。) 韓国政府

(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を秘密の取扱いの業務に従事する者(以下「関係社員」という。)以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに秘密、登録番号等の表示を付さなければならない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATORESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報

NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED

- (3) 仏国秘密情報仏国政府
- (4) 豪州秘密情報豪州政府
- (5) 英国秘密情報英国政府
- (6) インド秘密軍事情報インド政府
- (7) 伊国秘密情報 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。
- 4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社(工場)内における秘密の保全を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで)に特約条項等に基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領(以下「秘密保全規則等」とい

う。)を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等がすでに作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

- 2 乙は、契約履行中であっても、前項の資料に秘密指定の条件として示されている秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定期間及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで)に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、本省の契約担当官等と秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由(第10条の規定によるものを除く。)により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項(第23号)

第1条 乙は、秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第2条第1項に規定する「秘密」、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」(以下「秘密等」という。)であって、秘密の保全に関する特約条項、特定秘密の保護に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい(以下単に「漏えい」という。)したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額

ア 「秘密」のときは、契約金額の100分の5

イ 「特定秘密」のときは、契約金額の100分の7.5

ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の100分の10

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

ウ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

- (3) 乙が、過去10年以内に秘密等を漏えい(当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。)し、甲により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算
- (4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算
- (5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額
- 2 乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間(甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間)が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。

2 前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条による違約金を請求できるものとする。

3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項により甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これによる違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに関する特約条項(第25号)

(初度費)

第1条 乙は、本契約の締結後速やかに、甲に対し、初度費をもってその費用に充てることが予定される設計及び試験の実施、並びに専用治工具、専用機械及び専用装置(以下「専用治工具等という。')の取得の内訳を記載した書面を提出し、確認を受けるものとする。

2 乙は、将来において甲との間で同種の契約を締結した場合は、本契約における初度費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ、専用治工具等を使用して、当該契約を履行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求しないものとする。

3 乙は、将来の契約を含む甲との間の契約の履行のためにのみ、本契約において実施した設計及び試験の成果並びに本契約において取得した専用治工具等を使用するものとする。ただし、甲と別途協議して定めるところにより相応の対価を負担するときは、この限りでない。

(専用治工具等)

第2条 専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。

2 乙は、専用治工具等の取得が完了したときは、甲に対し、速やかに報告するものとする。

3 乙は、前条第2項の目的を達するため、甲と別途協議して定める期日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理するものとする。この場合において、一又は複数の専用治工具等が、乙の故意又は重過失によらずして通常の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知したうえで、修補又は更新するものとする。なお、前条第2項の目的を達成した後の専用治工具等の取扱いについては、別途協議するものとする。

インセンティブ契約制度に関する特約条項(第26号)

(インセンティブ契約制度の趣旨)

第1条 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告(以下「原価改善提案等」という。)を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準として今後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲(インセンティブ)の向上を図ることを趣旨とする。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画(製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。)、生産組織(生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。)及び生産統制(生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。)により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術若しくはアイデア・製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は契約の締結時に想定されなかった習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品及び部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙(乙の下請負企業を含む。)が行う取組をいう。

- (5) コスト削減 原価改善により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) 原価改善提案 乙が当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、甲に対して当該原価改善の実施を提案することをいう。
- (7) 原価改善申告 乙が当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、甲に対して当該原価改善の事実を申告することをいう。
- (8) 申請契約 乙がインセンティブ特約条項に基づき、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。
- (9) 一般確定契約 甲が行う原価監査を伴わない契約をいう。
- (10) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

(インセンティブ契約制度の適用方式)

第3条 インセンティブ契約制度の適用方式及び各適用方式の詳細は次の表のとおりとする。

適用方式	適用方式適用方式の詳細
原価改善提案方式 (コスト削減確約型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に確約して提案する方式。ただし、この方式を原価監査付契約に適用することはできない。
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法を甲に確約して提案し、当該原価改善によるコスト削減額は甲の実施する原価監査によって確定する方式。 なお、この方式を一般確定契約に適用するときの原価監

	査は、もっぱらコスト削減額を確定するために行うものとして、当該原価監査の対象とする製造原価の範囲を原価改善に係る費目に限定して行うものとする。
原価改善申告方式	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に申告する方式

2 原価改善提案方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施することにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(3) 乙(乙の下請負企業を含む。)が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあつては、この限りでない。

(4) 納期に変更がないこと。ただし、甲が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

3 原価改善申告方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施したことにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を変化さ

せるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでなかったこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があつたことが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(3) 乙(乙の下請負企業を含む)が保有。する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあつては、この限りではない。

(4) 納期に変更がないこと。

(インセンティブ契約制度の適用申請)

第4条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、原価改善提案書(原価改善提案を行うための申請書類をいう。)又は原価改善申告書(原価改善申告を行うための申請書類をいう。)(以下「提案書等」という。)を甲に提出するものとする。

2 提案書等の甲への提出期間は次のとおりとする。

(1) 原価改善提案方式による適用申請にあつては、契約履行を開始してから、原価改善に着手するまでの間。ただし、インセンティブ契約制度の適用には、当該原価改善の着手までに原価改善提案の採用が決定されることを要する。

(2) 原価改善申告方式による適用申請にあつては、契約の履行を開始してから、当該契約の履行を完了するまでの間。ただし、当該契約が原価監査付契約であつて、当該原価監査付契約に係る実際原価計算書を契約の履行の完了よりも前に提出することを約定しているときは、当該実際原価計算書の提出までに、原価改善申告書を提出することを要する。

3 甲は、乙から提案書等が提出された場合は、当該提案書等の内容を審査し、当該提案書

に係る原価改善提案等の採用又は認定の可否を決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、原価改善提案を採用しないとき、原価改善提案の採用に条件を付すとき、又は原価改善申告を認定しないときは、その理由を乙に示すものとする。

4 前号の決定は、原則として、提案の日から20日以内に行うものとする。

(原価改善提案の採用及び原価改善申告の認定)

第5条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、原価改善提案書又は原価改善申告書を甲に提出することによって、これを行うものとする。

2 甲は、乙から原価改善提案書又は原価改善申告書を受理したときは、原則として20日以内に、当該原価改善提案又は当該原価改善申告による原価改善の方法及びその効果によるコスト削減額がこの特約条項の趣旨に照らして適正であるか否かの審査(原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)にあつては、コスト削減額についての審査を除く。)を行い、乙に当該原価改善提案の採用の当否又は当該原価改善申告の認定の当否について通知する。ただし、原価改善提案の採用によって、装備品等の機能若しくは性能若しくは役務の効果又は防衛省におけるじ後の整備若しくは補給に係る業務に変更を生じるか否かの確認を行う場合は、当該原価改善提案の採用に係る通知を30日以内に行うことができるものとする。また、当該原価改善提案の採用決定に当たって、甲が部外の有識者に意見を聴取する場合には、当該通知を45日以内に行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、同項に規定する期限を延長することができるものとする。

4 甲は、乙の原価改善提案の採用によった装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないことを確認する試験(以下「確認試験」という。)を行う必要があると判断したときは、当該原価改善の着手後に確認試験を行うことを条件として、当該原価改善の採用を決定することができるものとする。この際、確認試験について第9条の規定のほかに必要な事項は、甲乙が協議して別に定めるも

のとする。

- 5 甲は、乙の原価改善提案を採用しない又は原価改善申告を認定しない決定を行ったときは、第2項に基づく乙への通知において、その理由を明らかにしなければならない。

(インセンティブ契約制度の適用期間)

第6条 インセンティブ契約制度の適用は、甲が原価改善提案の採用を決定した日(以下「採用決定日」という。)又は原価改善申告を認定した日(以下「認定日」という。)から開始するものとし、適用期間は原則5年間とする。ただし、申請契約の金額に対するコスト削減額の割合が10パーセントを上回る場合は、当該割合が10パーセントを上回るごとに適用期間を1年ずつ加算するものとする。

(インセンティブ契約制度に関する確認書の交換)

第7条 甲が原価改善提案の採用を決定し、又は原価改善申告を認定した場合は、甲及び乙は、速やかに、甲が定めるインセンティブ契約制度に関する確認書(以下「確認書」という。)を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するとともに、申請契約にインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に関する特約条項(以下「インセンティブ適用契約特約条項」という。)を付帯する変更契約を締結するものとする。なお、採用決定日又は認定日以降であっても、甲及び乙が確認書を取り交わすまでの間にあっては、インセンティブ契約制度の効力は発生しないものとする。

- (1) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約(原価改善提案書の提出により当該原価改善提案の採用が決定され、又は原価改善申告書の提出により当該原価改善申告が認定された原価改善による加工工程を契約履行の一部に含み、この特約条項に定めるインセンティブ契約制度の適用を受けることとなる契約をいう。以下同じ。)の範囲
- (2) インセンティブ契約制度の適用期間
- (3) 原価改善の方法
- (4) 原価改善によるコスト削減額(原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)にあっては、当該コスト削減額は甲が行う原価監査によって後日確定する旨及び当該原価監査の実施

に当たって必要な事項を明らかにする。)

(5) 適用期間の各年度でのインセンティブ料(インセンティブ料の算出の方法は、次条の規定による。)

(6) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項(第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。)

(7) その他の必要な事項

2 乙は、甲が第5条第2項に基づく通知を乙に行った後であっても、前項による確認事項に合意できないときは、当該確認書の交換を文書によって拒否することができる。

3 原価改善提案の採用が仕様書等の変更を要する場合には、甲及び乙は、当該仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定めるとともに、所要の契約変更の措置をとるものとする。

(インセンティブ料)

第8条 甲は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を乙と締結するときは、コスト削減額に次の表のインセンティブ料率を乗じた額をインセンティブ料とし、当該インセンティブ料は、当該コスト削減額を考慮して計算した計算価格(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第2条第4号に規定する計算価格をいう。)において、利益の一部として認めるものとする。ただし、各契約におけるインセンティブ料は、当該契約に係るコスト削減額を上回ってはならないものとする。

(単位:パーセント)

番 号	インセンティブ料率 (※1) 摘要方式		採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					
			1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 (※3)
1	原価改善提案方式 (コスト削減額確約型)		90	85	80	75	70	(55)
		コスト削減額が申請 契約の金額の5パーセ ントを上回る場合(※2)	コスト削減額のうち、申請契約の金額の5パーセント に相当する額までは上記料率を用い、5パーセントを 上回る額については当該部分に上記料率に10パーセ ントを加算した料率を用いる。					
2	原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)		80	75	70	65	60	(55)
3	原価改善申告方式		55	55	55	55	55	(55)
摘 要	※1 上記のインセンティブ料率は、原価改善によるコスト削減に伴って減少することとなる利益 の相当額をインセンティブ料の一部として補填することを目的とする減少利益補填率5パー セントを含む料率である。							
	※2 申請契約が複数の契約にまたがる場合には、当該契約の金額の平均(数量による平均) によって判断する。							
	※3 「5年超」の欄のインセンティブ料率は、コスト削減額が第6条ただし書きに該当し、5年を 超える適用期間を適用する場合にのみ用いる料率である。							

2 前項のインセンティブ料の算定のもととなるコスト削減額は、原価改善提案方式(コスト削減額確約型)及び原価改善申告方式による場合にあつては、確認書によって甲及び乙が合意

したコスト削減額とする。原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)による場合にあつては、確認書により合意した原価監査によって確定するコスト削減額とする。

- 3 コスト削減額は、確認書により甲及び乙が合意し、又は原価監査によって確定を行った後は、インセンティブ契約制度の適用期間中において、確定した金額として取り扱うものとする。
- 4 申請契約が一般確定契約である場合には、インセンティブ契約制度の適用は当該申請契約の支払金額に影響を及ぼさないことを前提とし、原価改善提案の採用の決定後又は原価改善申告の認定後に、申請契約の契約金額からコスト削減額を減額する変更契約は行わないものとする。原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)を一般確定契約に適用する場合にあつても、当該方式において実施する原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定することを目的として、当該原価監査の対象となる範囲を原価改善に係る範囲に限定して実施する趣旨のもと、確認書で甲及び乙が合意した範囲に限って原価監査を実施するとともに、他の契約条項の規定にかかわらず、確定されたコスト削減額を申請契約の契約金額から減額する契約変更は行わないものとする。
- 5 申請契約が原価監査付契約である場合には、原価改善提案方式(コスト削減額確約型)を当該申請契約に適用することはできないものとする。また、甲は、原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)又は原価改善申告方式を適用した申請契約において原価監査によって契約金額の代金又は超過利益を確定する場合には、コスト削減額に第1項の表の「1年以内」の欄に掲げる料率を乗じた額をインセンティブ料として加算した額をもって当該確定を行うものとする。

(確認試験)

第9条 乙は、第5条第4項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。

- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、乙の原価改善提案の採用によつた装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務の実施が当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていない

か否かを明らかにした確認試験結果報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

- 3 甲は、確認試験結果報告書において当該装備品等の機能又は性能に低下が確認された場合には、確認書を取消し、インセンティブ契約制度の適用を解除することができる。この際、原価改善効果によるコスト削減額を考慮した価格で締結した契約の金額を、当該コスト削減額を考慮しない価格に増額する契約変更を行うことはできないものとする。
- 4 確認試験に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後に、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、当該契約のコスト削減額とインセンティブ料の差額の累計が当該確認試験に係る費用を上回らない範囲において、当該差額を原価改善確認試験料として、計算価格における販売直接費の一部として認めるものとする。

(インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱い)

第10条 インセンティブ契約制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

- 2 確認書の交換日において申請契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、インセンティブ契約制度の適用期間中に甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときには、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約は随意契約によって契約することを基本とするものとする。ただし、この場合には、確認書において「甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認していることを要する。
 - (1) 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去5年間に於いて実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2) 確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額が、申請契約の金額に対して20パーセントを超える場合

3 前項ただし書きの規定は、申請契約が随意契約であった場合にも、甲乙間で契約方式(一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の別をいう。)に関する疑義が後日に生じることを未然に防ぐ目的として準用するものとし、確認書において「申請契約において甲が随意契約の方式を採ることとなった前提条件に変更のない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認するものとする。

4 甲及び乙は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結するときには、この特約条項のほか、インセンティブ適用契約特約条項を当該契約に付帯することを要する。

(インセンティブ契約制度の適用期間終了後の契約の取扱い)

第11条 甲は、インセンティブ契約制度の適用期間を終了した原価改善提案又は原価改善申告を無償で使用するものとする。ただし、知的財産権、著作権その他の排他的権利により構成される原価改善提案又は原価改善申告についてはこの限りではない。

(原価改善提案又は原価改善申告の保護)

第12条 甲は、この特約条項に基づく原価改善提案又は原価改善申告について、乙の同意がなく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

2 原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載の事項については、第三者への開示に必要な乙の同意が得られているものとみなす。このため、甲及び乙は、原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載すべき事項に乙が第三者への開示を同意しない事項が含まれる場合には、当該事項については関係する書類の別添資料において記載し、当該資料に第三者への開示を不可とする旨の表示を行うなどの適切な措置をとるものとする。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第13条 乙は、原価改善提案の採用決定又は原価改善申告の認定において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを甲が確認した場合には、当該原価改善提案の採用決定

又は当該原価改善申告の認定によってインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失(重過失を除く。)により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。

- 2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

売払い物品の解体に関する特約条項(第27号)

甲及び乙は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品 目	形 式	単 位	数 量	備 考

(契約金額の内訳)

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円(消費税及び地方消費税込み)とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

(所有権の移転)

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

中古品の売払いに関する特約条項(第28号)

甲及び乙は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

(物品の引渡し)

第1条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限 〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取り期限 〇〇年〇〇月〇〇日

2 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

3 乙は、契約物品の引き受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

(担保責任の免除)

第2条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

(法令等に定められた手続き)

第3条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続きがある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。

インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(第29号)

(原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、採用及び認定日以降のインセンティブ契約制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

第2条 この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく削減額、契約金額に含まれるインセンティブ料及びインセンティブ契約制度の適用方式は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
インセンティブ料	
適用方式	

3 前項において、この契約のインセンティブ料が確定していない場合、甲及び乙は、インセンティブ料の確定後、当該確定に伴う金額と契約金額との差額相当額を減額し、又は国庫に返納するための措置をとる。

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料及び適用方式の記載例】

- (1) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合 ((3)の場合を除く。)

コスト削減額	1機あたり 〇〇〇円
インセンティブ料	1機あたり 〇〇〇円
適用方式	原価改善提案方式(コスト削減額確約型)

- (2) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合 ((3)の場合を除く。)

コスト削減額 及び インセンティブ料	インセンティブ契約制度に関する確認書(第〇号。〇.〇.〇)第3項により甲が実施する原価監査によって確定する。
適用方式	原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)

- (3) 確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条項を適用する場合

コスト削減額	1機あたり 〇〇〇円
インセンティブ料	インセンティブ契約制度に関する特約条項第6条第4項の規定により、契約金額に含まれるインセンティブ料なし。
適用方式	原価改善提案方式(コスト削減額確約型)

※ 不要な文字は抹消して使用する。

インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(第30号)

(価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)

(価格削減額及び価格削減インセンティブ料率の保証)

第1条 乙は、価格削減確認書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した価格削減確認書に規定する価格削減額を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれる価格削減インセンティブ料等)

第2条 この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく価格削減額及び契約金額に含まれる価格削減インセンティブ料は、次の表のとおりとする。

価格削減額	
価格削減インセンティブ料	

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

第3条 この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による

【インセンティブ料及び適用方式の記載例】

価格削減額	1機あたり ○○○円
価格削減インセンティブ料	1機あたり ○○○円

※ 不要な文字は抹消して使用する。

契約履行後精算に関する特約条項(第31号)

(契約金額)

第1条 この契約金額は、契約履行後精算条件付確定金額とする。

(契約履行後精算条件付確定金額)

第2条 契約履行後精算条件付確定金額とは、乙が契約の履行後、仕様書(調達要領指定書を含む。)で定められた役務又は製造内容について、この特約条項の定めるところにより、実績価格の確認を行い契約金額との差異について精算を実施し、契約金額に達しない場合は差額(以下「契約差額」という。)を返納させることを条件とする金額をいう。

(実績価格)

第3条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準(以下「計算基準」という。)及び乙の原価計算の実施に関する規則(以下「計算規則」という。)に基づいて計算する。

(実績価格報告書の提出)

第4条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実績価格報告書(3部)を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

(実績価格の決定)

第5条 甲は、前条により実績価格報告書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し、実績価格を決定する。

2 甲は、前条第1項に定める期日までに乙が実績価格報告書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。

(契約差額等)

第6条 実績価格が契約金額に達しない場合は、契約金額から実績価格を控除した金額を契約差額とする。

2 実績価格が契約金額に等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金とする。

(計算規則の承認等)

第7条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第8条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定する

ことができる。

(原価監査の実施項目)

第9条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第10条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査

(4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。

以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第11条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(契約差額の返納請求等)

第12条 甲は、乙に契約差額が生じた場合は、期限を指定して当該契約差額相当額の返納

を乙に請求するものとする。

- 2 乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の延滞料を加算して納付するものとする。

(履行後精算特約)

実績価格に関する計算基準

(目 的)

第1条 この計算基準は、特約条項（第31号）第3条第2項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

(計算項目)

第2条 計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 $(1+2+3)$
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 総原価 $(4+5+6)$
- (8) 利子
- (9) 利益
- (10) 裸価格 $(7+8+9)$
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費
- (13) 計算価格 $(10+11+12)$
- (14) 消費税及び地方消費税額
- (15) 税込計算価格 $(13+14)$

(実績価格計算における適用経費率)

第3条 加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1) 加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2) 一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第3条第1号及び第2号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

(実績価格計算書提出における適用経費率)

第4条 実績価格計算書においては、乙の定める率とする。

(原価監査の実施基準等)

第5条 原価監査の実施基準は、補統分支第351号「原価監査実施要領」(27.3.20)によるものとする。

現地整備に関する特約条項(第32号)

甲及び乙は、乙が契約物品の現地整備の実施に係る専門技術者の派遣等に関し、次の特約条項を定める。

(作業員名簿の提出)

第1条 乙は、発注を受けた場合には、速やかに仕様書等に定める区分に従い、作業員名簿を作成し甲に提出しなければならない。

2 乙は、作業員名簿に記載されている作業員を変更するときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(整備工程表の提出)

第2条 乙は、契約締結後速やかに整備工程表を甲に3部提出しなければならない。この場合、甲から工程の繰り上げ等を指示されたときは、甲の指示に従うものとする。

(巡回整備の実施)

第3条 乙は、巡回整備を実施する場合には、当該部隊等の長と実施日時等の調整を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する調整の結果、実施日時等が確定した場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

(工具、器具の使用)

第4条 当該部隊等の長は、乙の役務の実施に当たり必要と認める場合には、当該部隊等が保有する工具、器材等を乙に使用させることができる。

限定修理及び高段階整備に係る作業員派遣に関する特約条項(第33号)

甲及び乙は、乙が契約物品の限定修理及び高段階整備等(以下「役務」という。)の実施のため、甲の指定する場所への作業員の派遣に関し、次の特約条項を定める。

(作業員の派遣)

第1条 乙は、甲の発行する発注書により作業員を甲の指示する場所に派遣し、指定された期限又は期間までに役務を行うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。この契約金額は、工賃については単価によるものとするほか、直接材料費及び甲の必要と認める費用を含めるものとする。

2 前項の直接材料費及び甲の必要と認める費用は、実績を基礎に算出した額とする。

(契約単価の見直し)

第3条 甲は、年の途中において必要により、契約単価の見直しを行うことができる。

(作業員名簿の提出)

第4条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書等に定める区分に従い、作業員名簿を作成し甲に提出しなければならない。

2 乙は、作業員名簿に記載されている作業員を変更するときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(役務の発注及び実施)

第5条 甲は、役務の発注を行う場合は、発注書をもって乙に発注するものとする。

2 乙は、前項の発注書により所要の作業員を派遣し、役務を実施するものとする。

3 役務の実施については、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示によるものとする。

る。

- 4 作業員は、日々の役務の実施について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。

(工具、器具の使用)

第6条 当該部隊等の長は、乙の役務の実施に当たり必要と認める場合には、当該部隊等が保有する工具、器材等を乙に使用させることができる。

(役務の実施困難な場合の処置)

第7条 乙は、故障等の状況及び部品手配その他の理由により、役務の実施が困難と判断した場合には、速やかにその旨を甲及び監督官に申し出なければならない。

- 2 甲は、監督官と調整のうえ、乙の申し出を検討し、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 前項に規定する検討の結果、役務が中止となる場合には、乙は整備診断報告書を4部作成し、検査官の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、第1項の場合において、契約物品を乙の工場に搬入することにより役務が完了できると判断したときには、甲と調整し、甲が承認をした場合に限り工場に搬入することができる。

(監督及び検査)

第8条 この契約における乙の役務について、甲又は甲の指名する者は、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表(役務完了調書)、材料使用明細書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。

(役務の完了)

第9条 乙の役務完了の日は、甲又は甲の指名する者の検査(確認)を受けた日とする。

(実績の提出)

第10条 乙は、発注ごとに発注書に基づく役務完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、当該役務に関する実績価格報告書を甲に提出するものとする。ただし、第7条の規定により役務を中止するまでに要した費用の実績価格報告書を中止後、速やかに提出するもの

とする。

- 2 前項に規定する実績価格報告書は、乙がこの役務のために支出し又は負担した費用に適正な利益を加えた額とする。

(代金の決定)

第11条 甲は、前条の規定により実績価格報告書を受理した場合には、速やかに実績額を算定し、乙と協議のうえ、当該代金を決定するものとする。

- 2 前項に規定する代金は、発注単位ごとに算定するものとする。
- 3 甲は、前条第1項に規定する期日までに乙が実績価格報告書を提出しなかった場合には、甲の計算した金額をもって代金を決定することができる。

(計算規則の承認等)

第12条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第13条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実績価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ

乙の同意を得たものに限る。

- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第14条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実績価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第15条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価

管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第16条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際

の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(代金請求の特例)

第17条 乙が行う代金の請求は、1か月ごとに取りまとめてすることができる。

技術援助に関する特約条項(第34号)

甲及び乙は、乙が仕様書に定める技術援助の実施に係る技術者の派遣等に関し、次の特約条項を定める。

(技術者名簿の提出)

第1条 乙は、発注を受けた場合には、速やかに仕様書等に定める区分に従い、技術者名簿を作成し甲に提出しなければならない。

2 乙は、技術者名簿に記載されている作業員を変更するときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(技術援助の実施)

第2条 乙は、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示に従い、技術援助を実施するものとする。

2 技術者は、日々の技術援助の実施内容について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。

(工具、器具の使用)

第3条 当該部隊等の長は、乙の役務の実施に当たり必要と認める場合には、当該部隊等が保有する工具、器材等を乙に使用させることができる。

(技術援助の日数等の変更)

第4条 甲は、乙が行う技術援助が完了するまでの間において、次に各号の一に該当する場合には、技術援助の日数又は技術者の人数を変更することができる。

(1) 甲の都合による場合

(2) 甲が所定の役務を完了したと認め技術援助の続行の必要がないと判断した場合

(契約金額の変更)

第5条 前条の規定により技術援助の日数又は技術者の人数を変更した場合には、甲乙協議して契約金額の変更を行なうものとする。

(監督及び検査)

第6条 甲又は甲の指名する者は、乙の技術援助の実施について、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表(役務完了調書)、材料使用明細書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。

(役務の完了)

第7条 甲又は甲の指名する者の検査(確認)を受けた日をもって、乙の役務の完了の日とする。

(履行不能の通知)

第8条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第9条 乙の故意又は、重過失により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害を与えた場合には、乙は甲の指示するところに従い修補若しくは代品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。その賠償額については甲乙協議して定めるものとする。

2 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害が生じた場合は、その物についての損害は甲の負担とし、役務については乙の負担とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、乙が契約の全部又は一部を完了することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行義務を免れるものとし、甲は、乙に代金(乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請

求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(秘密の保全)

第10条 基本契約条項に定めるもののほか、甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

輸入に係る役務請負契約に関する特約条項(第35号)

甲及び乙は、輸入に係る役務請負契約に関して次の特約条項を定める。

(関税等の減、免税手続き等)

第1条 乙は、関税その他の租税の減、免税等に必要な輸入通関手続きは、法令等の定めるところにより行わなければならない。

(外貨設定限度額)

第2条 修理費(またはオーバーホール等)は、〇〇〇ドルを上限とし、確定為替相場により精算する。

この契約に用いた為替相場は、〇〇〇ドル当たり〇〇〇円とし、精算時に確定する。

2 輸出時の航空運賃等は、〇〇〇円を上限とし精算する。

3 輸出時の米国内輸送費は、〇〇〇ドルを上限とし確定相場により精算する。

4 輸入時の航空運賃等及び米国内輸送費は、〇〇〇ドルを上限とし確定相場により精算する。

(円貨設定限度額)

第3条 輸出入時の海上保険料・輸出入諸掛及び業者手数料は、〇〇〇円を限度額とし精算する。

(提出書類・期限)

第4条 乙は、契約物品納入完了後、20日以内(機能及び寸法検査を行ったものにあつては35日以内)に実績価格計算書を作成し、次の各号に規定する実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

(1) C&F価格、製造業者等の送り状、乙の海外支店等の送り状、船会社等の発行する運賃を記載した船荷証券等

- (2) 海上保険料、支払請求書又は領収書
- (3) 機能検査費用等、検査実施業者の発行する実績工数及び加工費率を明記した支払請求書又はこれに準ずる書類並びに梱包業者の支払請求書又はこれに準ずる書類
- (4) 関税その他の租税、関税領収書その他の租税領収書
- (5) 外国為替公認銀行の発する対外支払勘定の円貨による決済金額を証する書類
- (6) その他甲が必要と認める書類
- (その他)

第5条 契約条項第33条の1の延納金率は、0.05パーセントとする(ただし、延納分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税は除く。)。ただし、消費税額は加算しないものとする。

2 契約条項第34条の1の遅滞料率は、0.25パーセントとする(ただし、延滞分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税は除く。)。ただし、消費税額は加算しないものとする。

3 契約条項第46条の1の違約金には、消費税額は加算しないものとする。

*注:2条における国名及び通貨は契約内容に応じ所要の変更を行う。また、2項以降は、契約内容に応じ必要な項目のみ使用する。

技術援助に関する特別契約条項(第1号)

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、甲の発行する技術援助発注書により技術者を甲の指示する場所に派遣し、指定された期限又は期間に技術援助を行うものとし、甲はその代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金は、次の各号に定める費用が含まれているものの合算額とする。

ただし、第13条ただし書きによる事項がある場合は、その代価を含めた合算額とする。

- (1) 甲が定める率で計算された直接工に属する技術員についての工費
- (2) 技術員に係る直接経費(旅費、日当、宿泊料)
- (3) その他甲が必要と認める経費
- (4) 甲が定める率で計算された一般管理及び販売費、利子、利益

(経费率等の変更)

第3条 前条による経费率等を変更しようとするときは、甲乙協議して決定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 技術援助の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない

い。

(1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2) 技術援助の主要でない部分(軽易なものを除く。)を第三者に請け負わせる場合

(下請負等)

第6条 乙は、契約役務の全部又は一部(軽易なものを除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、書面により甲の承認を得なければならない。

2 乙は、契約役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙に義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して、その賠償を請求することができる。

(技術者名簿の提出等)

第8条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書に定める区分に従い技術者名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、技術者名簿に掲載されている技術者を変更するときは、速やかに通知するものとする。

第2章 契約の履行

(技術援助の発注及び実施)

第9条 甲は、技術援助の発注を行う場合は、技術援助発注書をもって乙に発注するものとする。

2 乙は、前項の発注書により所要の技術員を派遣し、技術援助を実施するものとする。

3 技術援助の実施については、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示によるものとする。

4 技術員は、日々の技術援助の実施について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。

(工具、器具の使用)

第10条 技術員は、現地における技術援助の実施に当たり部隊保有の工具、器材等を使用することができる。

(監督及び検査)

第11条 この契約における乙の技術援助について、甲又は甲の指名する者は、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表(役務完了調書)、材料使用明細書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。

(技術援助の完了)

第12条 乙の技術援助完了の日は、甲又は甲の指名する者の検査(確認)を受けた日とする。

(代金の請求及び支払)

第13条 乙は、技術援助の代金を請求する場合には、技術援助発注書による技術援助が完了し、検査官の検査に合格したのを確認した後、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な請求書をもって請求しなければならない。ただし、第2条第2号及び第4号の代価については、甲乙両者において決定した額をもって請求するものとする。

2 甲の属する資金前渡官吏は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲の属する資金前渡官吏が第13条に定める約定期間内に代金の支払いをしない場合は乙は甲に対し、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支

払金額に対し約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。ただし、約定期間内に支払いをしないことが、天災地変等やむを得ない理由による場合は当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第15条 甲は、第18条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第3章 契約の効力等

(契約の変更)

第16条 甲は、乙の行う技術援助が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、履行場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するめ乙と協議することができる。

- 2 前項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うことができる。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(2) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(3) 契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

(4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

2 甲は、前項によるほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(事情の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 第16条第3項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(納期の猶予)

第20条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第21条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第22条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき 0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(履行不能の通知)

第23条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに履行を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第24条 乙の故意又は、重過失により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害を与えた場合には、乙は甲の指示するところに従い修補若しくは代品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。その賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲乙双方の責に帰することができない理由により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害生じた場合は、その物についての損害は甲、役務については乙の負担とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、乙が契約の全部又は一部を完了することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(技術援助の契約不適合)

第25条 乙が行った役務に関し当該器材に契約不適合(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。)がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の当該器材の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の当該器材の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第18条による解除の例により契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、履行完了の日(乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日)から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。

甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 契約不適合のある当該器材の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各号は、第1項により修補され、再度引き渡された当該器材になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(違約金)

第26条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、

代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第21条第3項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第27条 甲は第17条第2項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに履行が完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第18条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第4章 秘密の保全

(秘密の保全)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
- 3 甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

第5章 原価監査等

(計算規則の承認等)

第29条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受

けなければならない。

- 2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第30条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第31条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出

した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
 - (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
 - (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
 - (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
 - (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項
- (原価監査の実施に係る保障)

第32条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、

乙は、甲に対し、甲が原価監査(次項のフロアチェックによる場合を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
- (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項におい

て同じ。)を随時実施することができる。

- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第33条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第42条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。))を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第34条 乙は、契約物品(役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)又は官給品等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の

埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもつばら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第6条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑 則

(調査)

- 第35条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、そ

の業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項による調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第36条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第37条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

別紙第1

標準外(追加)作業(費)見積書

分任支出負担行為担当官

年 月 日

陸上自衛隊〇〇〇〇〇 殿

会 社 名

監督官(検査官)経由

代表者名

相手方 コード	調達要求番号	契約番号 (ロット番号)	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号 又は物品番号	品名	整備数	実施年度

標準外(追加)作業所要明細																
一連 番号	部 位	区 分	付 図	保管コード 又は部品 識別コード	物品番号 又は 部品番号	品 名	定 数	所要数処置			処置			修理		摘 要
								交換	欠品	計	官給 数量	自給 数量	その他 数 量	数量	作業内容	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
上記のとおり確認する。 検査官(監督官) 官 職 氏 名																
上記のとおり官給数量について承認する。 年 月 日 官給品引渡場所 官給品引渡期限 整備管理担当部長 官 職 氏 名																

標準外(追加)作業費見積書は別添のとおり。

整備診断明細書
(整備明細仕様書)

年 月 日

陸上自衛隊補給統制本部
分任支出負担行為担当官 殿
監督官(検査官)経由

会社名
代表者名

相手方 コード	調達要求番号	契約番号 (ロット番号)	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号 又は物品番号	品名	整備数	実施年度

整備診断作業所要明細																
一連 番号	部 位	区 分	付 図	保管コード 又は備品 識別コード	物品番号 又は 部品番号	品 名	定 数	所要数処置			処置			修理		摘要
								交換	欠品	計	官給 数量	自給 数量	その他 数 量	数量	作業内容	
上記のとおり確認する。 検査官(監督官) 官 職 氏 名																
上記のとおり官給数量について承認する。 年 月 日 官給品引渡場所 官給品引渡期限 整備管理担当部長 官 職 氏 名																

空

白